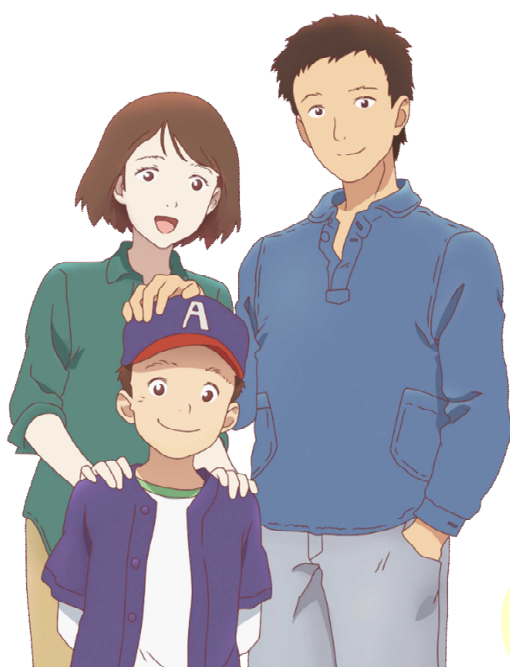


# 第2期相生市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月  
兵庫県相生市

## はじめに



現在、国においては、地方における人口減少及び少子高齢化に歯止めをかけるため、引き続き地方創生を進め、加えて、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化をスタートさせるなど、未来を担う子どもたちに対する積極的な投資も行おうとしています。

相生市では、これまで「相生市次世代育成支援対策行動計画」、「相生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちの豊かな心、人間性を育てるために、家庭のみならず社会のすべての構成員が協力して取り組む、子ども・子育て支援施策を推進して参りました。

このような背景のもと、近年の国の動向や子どもや子育て家庭を取り巻く状況、計画の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第2期相生市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、本市の家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、地域及び社会全体が保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、ともに喜びを感じあい、また、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、成長でき、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり、アンケート調査やパブリックコメント等にご協力いただきました市民の皆様、貴重なご意見をいただきました相生市子ども・子育て会議、相生市子ども・子育て支援事業推進委員会の委員の皆様をはじめ、ご支援、ご協力いただきましたすべての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

相生市長 谷口芳紀



# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	2
5 計画の策定体制.....	3
<b>第2章 本市における現状</b> .....	<b>4</b>
1 人口等の現状.....	4
2 ニーズ調査結果からみる状況.....	11
3 第1期計画の主な取り組み状況.....	19
4 現状と課題の整理.....	32
<b>第3章 基本理念と基本目標</b> .....	<b>35</b>
1 計画の基本理念.....	35
2 計画の基本目標.....	36
3 計画の体系.....	38
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>39</b>
基本目標1 地域における切れ目ない子育て支援の推進.....	39
基本目標2 仕事と子育てとの両立の推進.....	48
基本目標3 母親や乳幼児等の健康確保と増進.....	50
基本目標4 子どもにやさしい環境整備の充実.....	55
基本目標5 教育環境の整備と健全育成の充実.....	58
基本目標6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実.....	64
<b>第5章 教育・保育の需要量と提供体制の確保方策</b> .....	<b>71</b>
1 量の見込みの算出方法.....	71
2 教育・保育提供区域.....	73
3 教育・保育施設等の需要量と確保の内容.....	74
4 地域子ども・子育て支援事業の需要量と確保の内容.....	76
5 教育・保育の一体的提供の推進に関する体制の確保の内容.....	82

<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>83</b>
1 庁内推進体制の整備.....	83
2 関係機関等との連携・協働.....	83
3 計画の進行管理と点検・評価.....	83
<b>資 料</b> .....	<b>84</b>
1 相生市子ども・子育て会議設置条例.....	84
2 相生市子ども・子育て会議委員名簿.....	86
3 相生市子ども・子育て支援事業推進委員会設置要綱.....	87
4 相生市子ども・子育て支援事業推進委員会委員名簿.....	89
5 相生市子ども・子育て支援事業計画策定経過.....	90
6 用語解説.....	91

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

わが国の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は昭和42年以降減少し続け、平成30年の合計特殊出生率は1.42であり、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、わが国では概ね2.07程度）を大きく下回っています。

国の動向は、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを実施してきました。そして、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、平成24年には、認定こども園\*、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、「認定こども園法」の改正等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

平成29年には、「子育て安心プラン」が策定され、待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るための施策が進められています。さらに、平成30年には、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブについて、待機児童解消を目指し、令和5年度末までに約30万人分の受け皿を整備することなどが目標として掲げられています。また、「改正子ども・子育て支援法」が令和元年5月に成立したことにより、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化\*が全面的に実施となりました。

相生市（以下、「本市」という。）では、平成27年3月に、「相生市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、「すべての子どもたちが健やかに生まれ育つまち」を基本理念とし、子どもたちの豊かな心、人間性を育てるために、家庭のみならず社会のすべての構成員が協力して取り組む、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

第1期計画期間が令和元年度に最終年度を迎えることから、近年の国の動向や子どもや子育て家庭を取り巻く状況、第1期計画の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第2期相生市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## 2 計画の性格

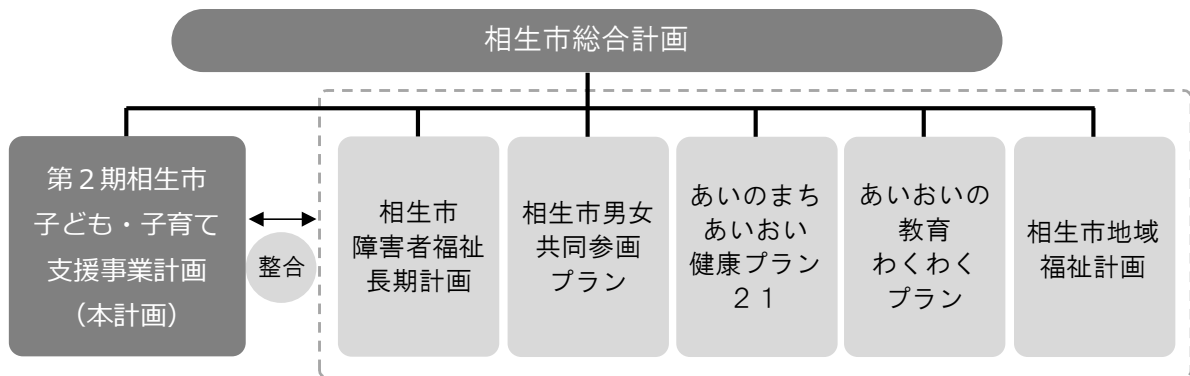
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。家庭における子育てを中心に地域、学校、団体、企業、行政等、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、「一般事業主行動計画」のさらなる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長されることとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続されることとなりますが、策定は任意とされています。

そのため、本市では、「次世代育成支援行動計画」の内容の一部を本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」及び「母子保健計画」の性格をもち合わせるとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条2に定める「市町村計画」としても位置づけます。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、「相生市総合計画」を上位計画と位置づけ、関連する個別計画との整合性を保ちつつ推進するものとします。



## 4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

	(年度)									
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相生市子ども・子育て支援事業計画	第1期					第2期（本計画）				

## 5 計画の策定体制

子ども・子育て支援対策を推進するためには、行政、事業所及び市民が一体となった取り組みを行うことが求められています。そのため、計画の策定段階より、関係機関や団体、市民との連携を図り、多くの議論のもとに策定作業を進めてきました。

また、市民へのニーズ調査やパブリックコメントの実施等、幅広い市民の意見を反映した計画づくりを行いました。

### (1) 子ども・子育て会議の開催

本市における子ども・子育て支援対策の推進に関し、必要となる措置について協議することを目的に、保健・医療・教育各分野の代表者や保護者、子ども・子育て支援事業者、労働者、行政機関の代表、学識経験者等で構成する「相生市子ども・子育て会議」において、計画内容等について協議しました。

### (2) 子ども・子育て支援事業推進委員会の開催

子ども・子育て会議委員委嘱団体より委員を選出し、「相生市子ども・子育て支援事業推進委員会」を設置し、計画内容等について検討しました。

### (3) ニーズ調査の実施

本調査は、市内にお住まいの就学前児童及び小学生の保護者を対象に、子育て支援に関する現在の状況や今後の利用希望等、地域における様々なニーズを把握し、本計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的に実施しました。

●調査対象者：就学前児童…相生市在住の就学前児童の保護者（全員）

小 学 生…相生市在住の小学1年生から小学4年生の保護者から無作為に抽出（500世帯）

●調査期間：平成30年12月4日～12月18日

●調査方法：就学前児童…保育所・幼稚園・認定こども園を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収

小 学 生…郵送による配布・回収

調査票	調査対象者（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,453 件	1,058 件	72.8%
小学生	499 件	272 件	54.5%



## 第2章 本市における現状

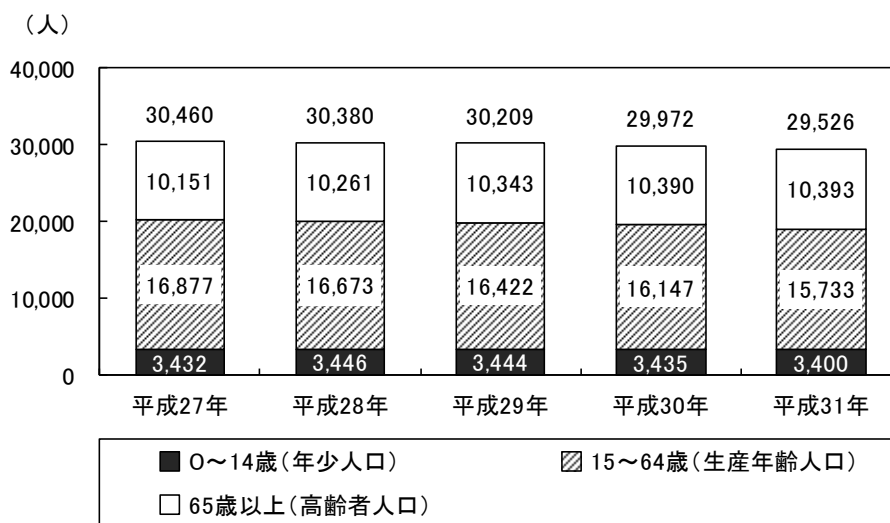
### 1 人口等の現状

#### (1) 年齢3区分別人口の推移

総人口は年々減少しており、平成31年で29,526人となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口・生産年齢人口は概ね減少傾向、高齢者人口は増加傾向で推移しています。

##### ■年齢3区分別人口の推移



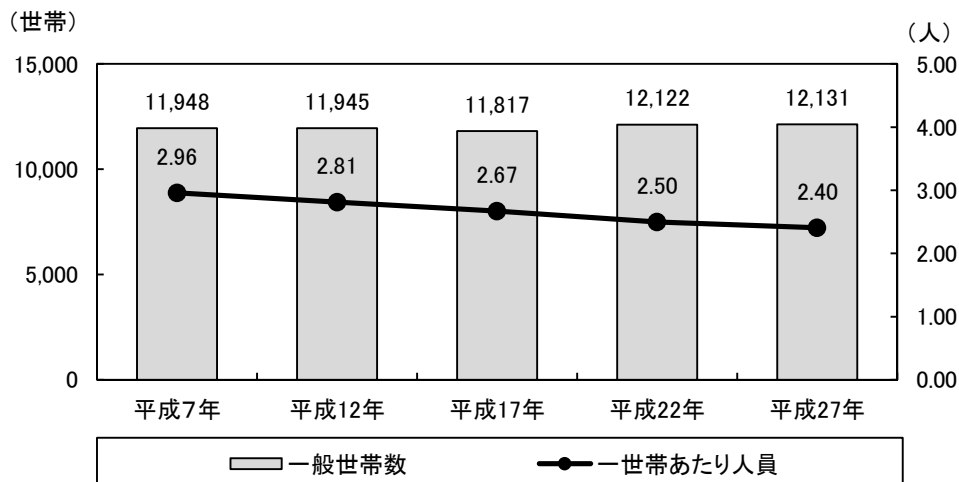
資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

#### (2) 世帯数と一世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成17年を境に微増で推移し、平成27年で12,131世帯となっています。

一世帯あたり人員は年々減少しており、平成27年で2.40人となっています。

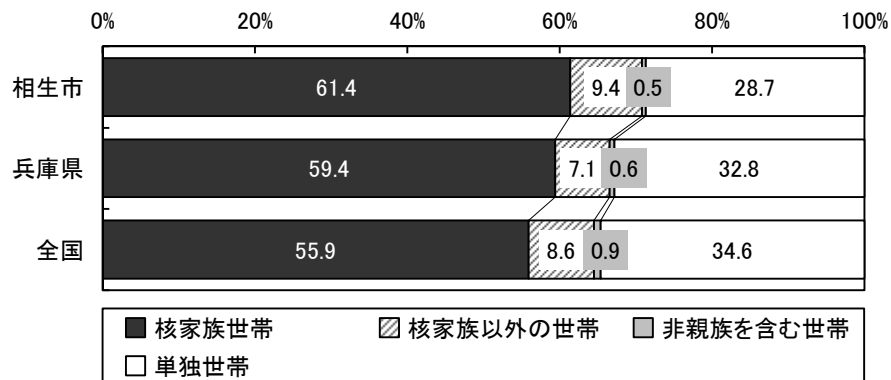
##### ■世帯数と一世帯あたり人員の推移



資料:国勢調査

平成 27 年の世帯類型別構成比を全国・兵庫県と比較すると、「核家族世帯」「核家族以外の世帯」は全国・兵庫県よりも高い一方で、「非親族を含む世帯」「単独世帯」は低くなっています。

■世帯類型別構成比(全国・兵庫県との比較)(平成 27 年)

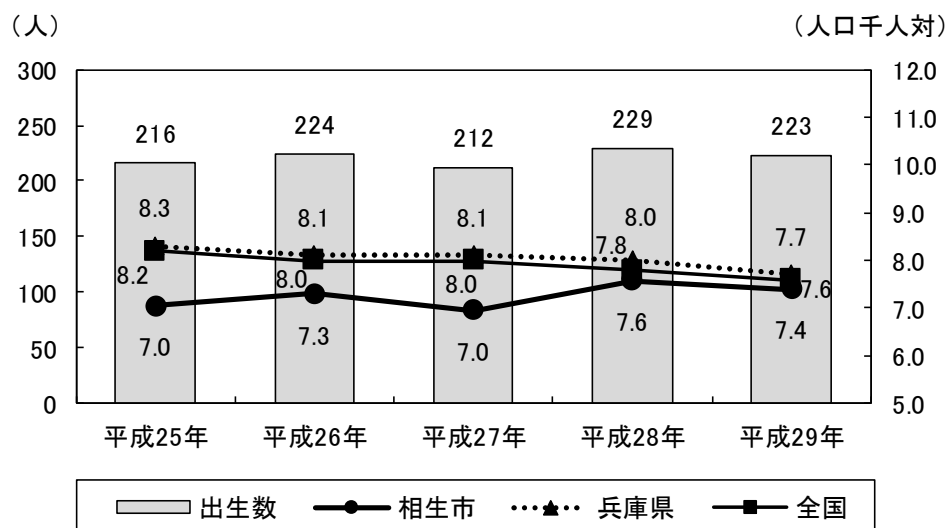


資料:国勢調査

### (3) 出生数と出生率の推移

出生数は増減を繰り返しながら推移しており、平成 29 年で 223 人となっています。出生率を全国・兵庫県と比較すると、低い水準で推移しています。

■出生数と出生率の推移

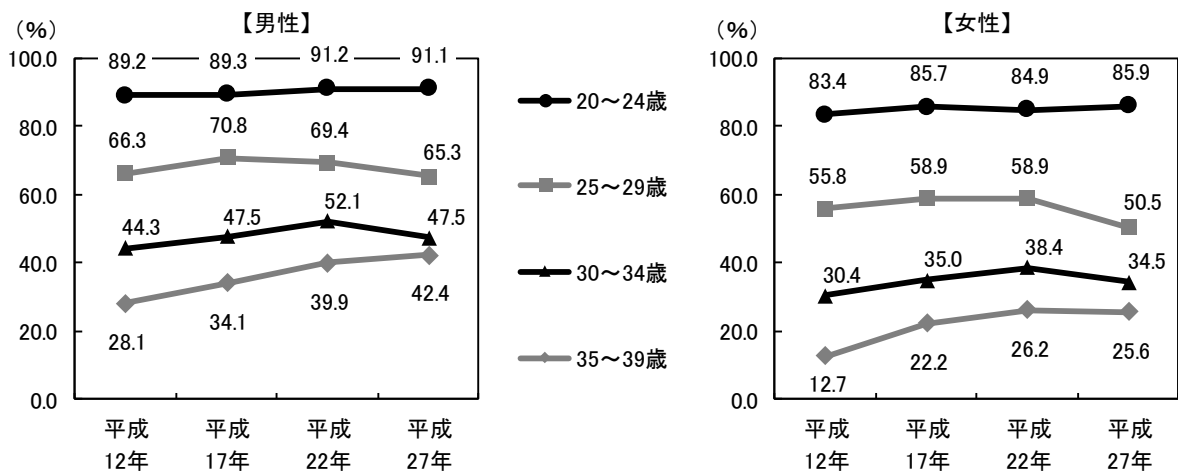


資料:本市の出生数は兵庫県「人口動態調査」、出生率は兵庫県「人口動態調査」をもとに住民基本台帳人口(各年9月末現在)から算出。全国、兵庫県の出生率は厚生労働省「人口動態調査」

#### (4) 未婚率の推移

未婚率は、男女ともに 25～34 歳では平成 22 年から平成 27 年にかけて減少していますが、35～39 歳では男性が 2.5 ポイントの増加に対して、女性は 0.6 ポイントの減少となっています。

■ 未婚率の推移

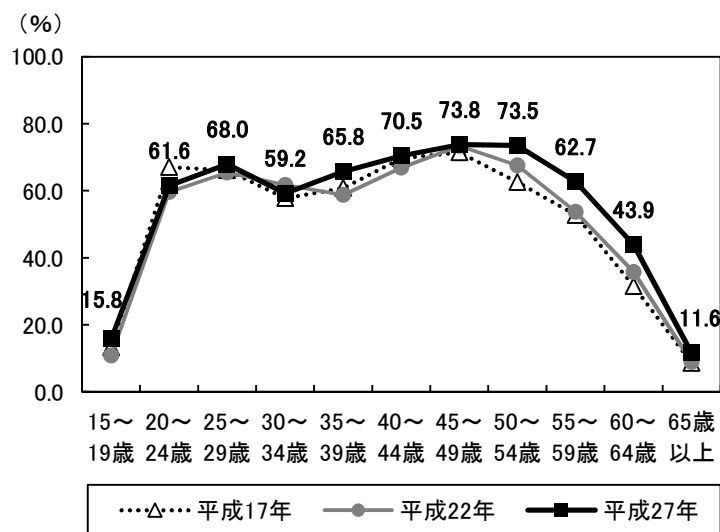


資料: 国勢調査

#### (5) 就業状況

本市の女性の就業率を 5 歳階級別にみると、20～24 歳及び 30～34 歳を除く各年代において、平成 27 年の就業率が最も高くなっています。

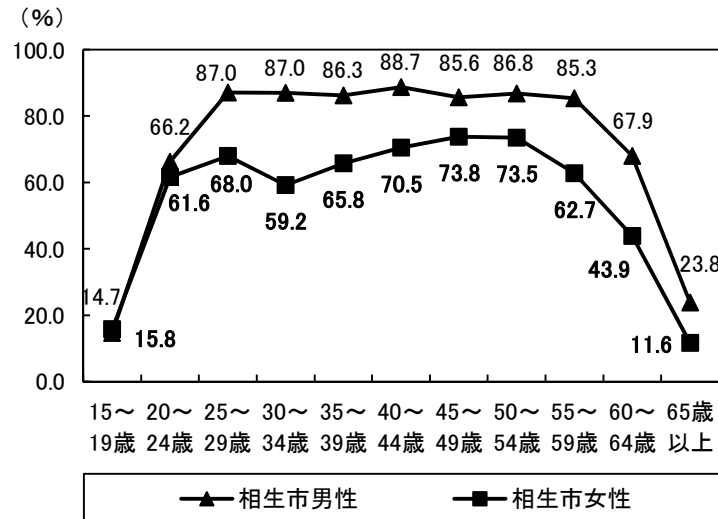
■ 本市の女性就業率の推移



資料: 国勢調査

平成 27 年の就業率を性別にみると、15～19 歳を除いて、女性より男性の就業率が高くなっています。また、女性は 30～34 歳で落ち込むM字カーブの傾向となっています。

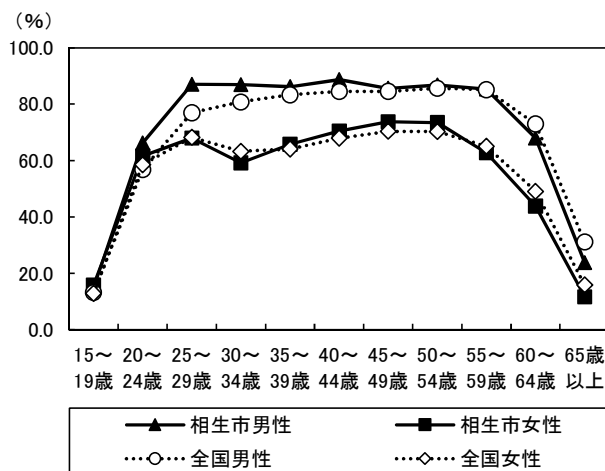
■本市の男女別就業率(平成 27 年)



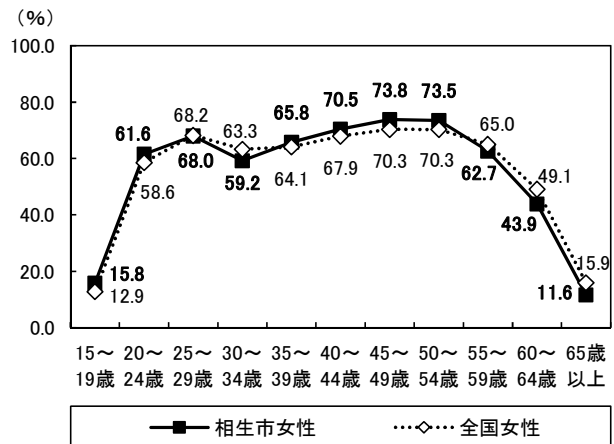
資料:国勢調査

平成 27 年の就業率を全国と比較すると、男性では 59 歳以下で全国よりも高く、女性では 24 歳以下及び 35 歳～54 歳で、全国よりも高くなっています。

■男女別就業率(全国との比較)(平成 27 年)



■女性の就業率(全国との比較)(平成 27 年)[再掲]

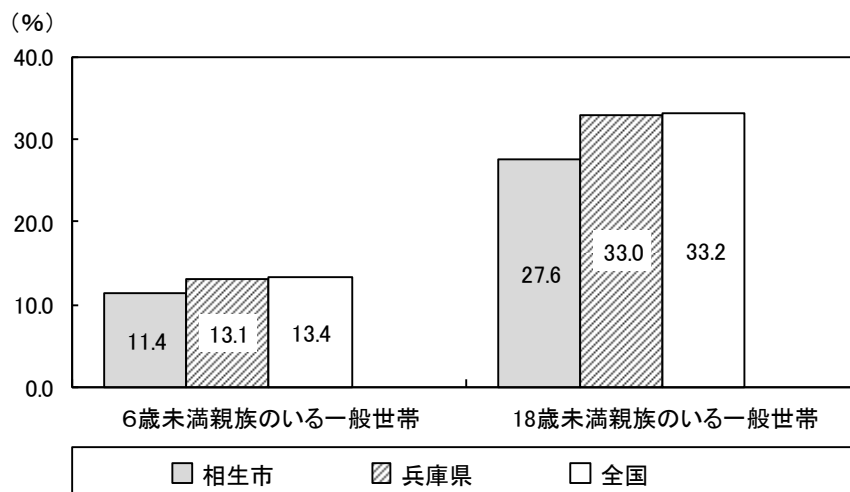


資料:国勢調査

## (6) 子どものいる世帯の推移

子どものいる世帯割合を全国・兵庫県と比較すると、6歳未満の親族のいる一般世帯、18歳未満の親族のいる一般世帯ともに、全国・兵庫県よりも低くなっています。

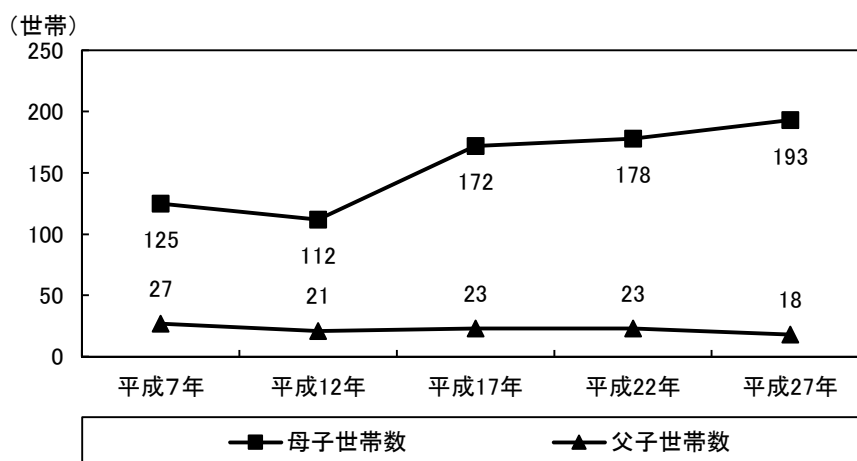
■子ども(18歳未満)のいる世帯割合(全国・兵庫県との比較)(平成27年)



資料:国勢調査

ひとり親世帯数については、母子世帯数は平成12年以降増加傾向となっている一方で、父子世帯数は増減がみられるものの、減少傾向で推移しています。

■母子・父子世帯数の推移

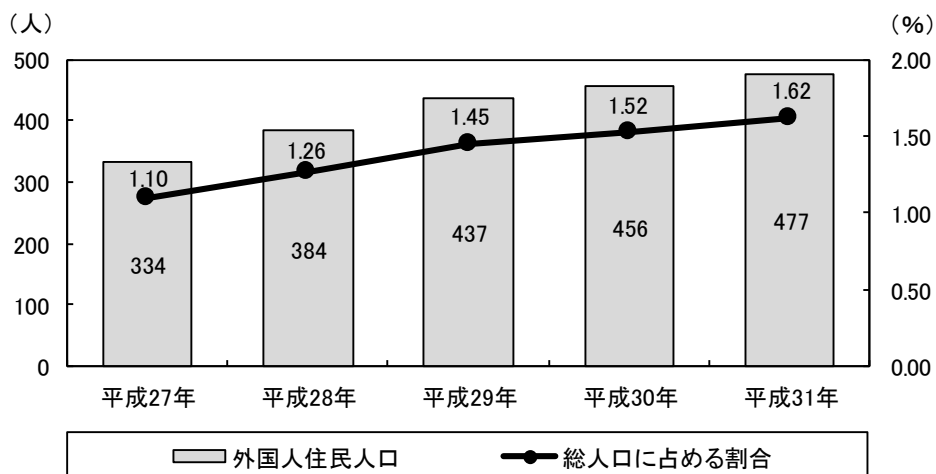


資料:国勢調査

## (7) 外国人住民人口の推移

外国人住民人口については、平成27年以降増加傾向となっており、総人口に占める割合も増加しています。

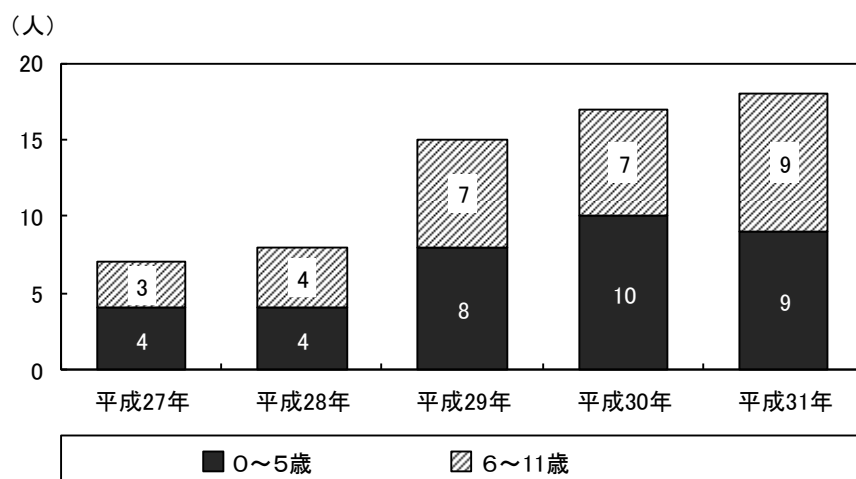
### ■外国人住民人口の推移



資料: 住民基本台帳(各年3月末現在)

0～11歳の外国人住民人口については、平成28年から平成29年にかけて大きく増加し、その後もゆるやかに増加しています。

### ■外国人住民人口(0～11歳)の推移

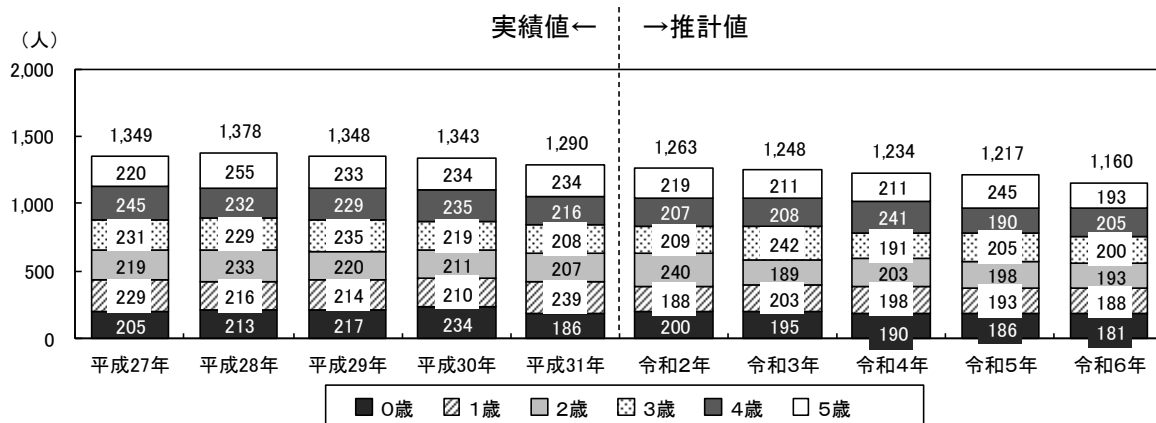


資料: 住民基本台帳(各年3月末現在)

## (8) 将来推計人口

就学前児童は令和2年以降、減少傾向で推移すると予想され、本計画の計画期間の最終年である令和6年で1,160人になると予測されます。

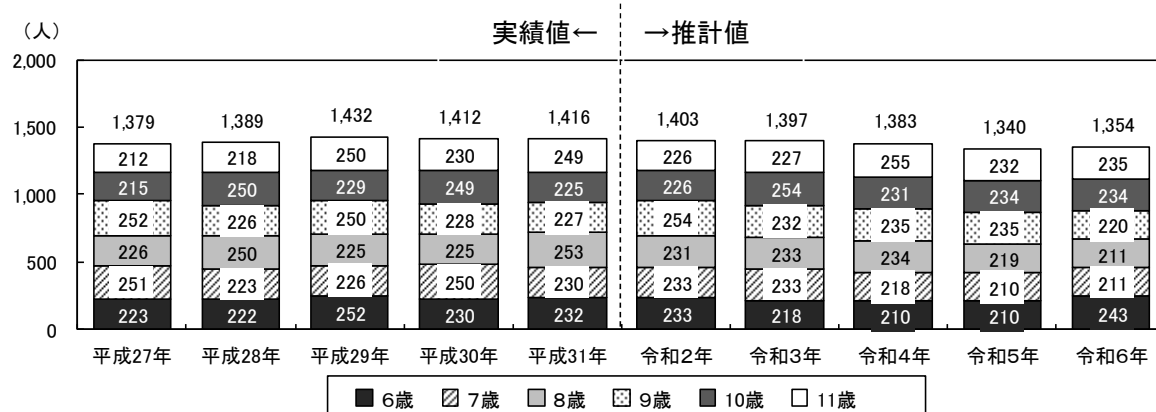
### ■就学前児童の人口推計



※各年3月末時点の「住民基本台帳人口」及び「外国人登録人口」の1歳刻み人口を用い、「コーホート変化率法」で推計を行っています。

小学生も同様に、令和2年以降、概ね減少傾向で推移すると予想され、本計画の計画期間の最終年である令和6年で1,354人になると予測されます。

### ■小学生の人口推計



※各年3月末時点の「住民基本台帳人口」及び「外国人登録人口」の1歳刻み人口を用い、「コーホート変化率法」で推計を行っています。

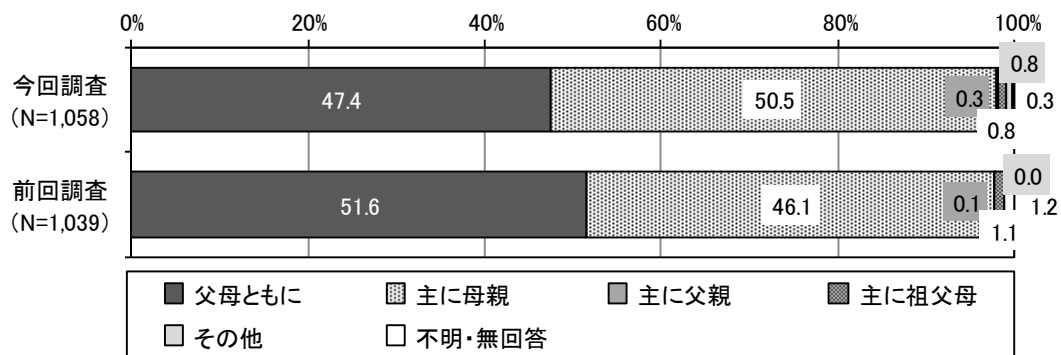
## 2 ニーズ調査結果からみる状況

### (1) 子育てを主に行っている方

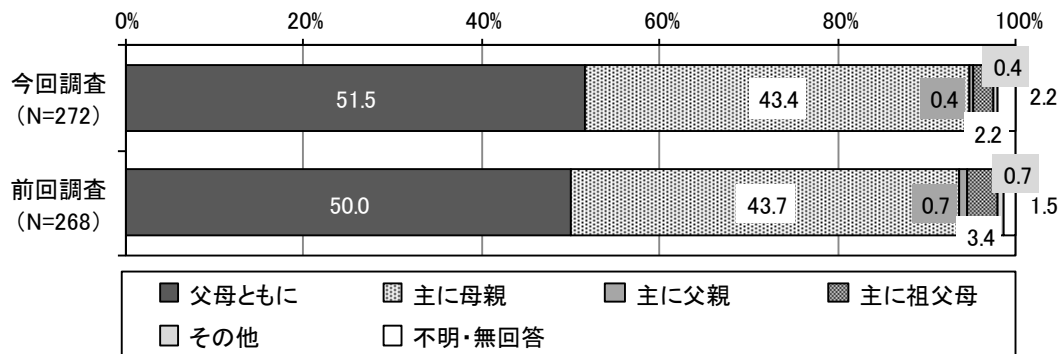
子育てを主に行っている方について、就学前では「主に母親」が50.5%と最も高く、次いで「父母ともに」が47.4%となっています。前回調査（平成25年実施）と比較すると、「主に母親」の割合が増加し、「父母ともに」の割合が減少しています。

小学生では、「父母ともに」が51.5%と最も高く、次いで「主に母親」が43.4%となっています。

就学前児童



小学生



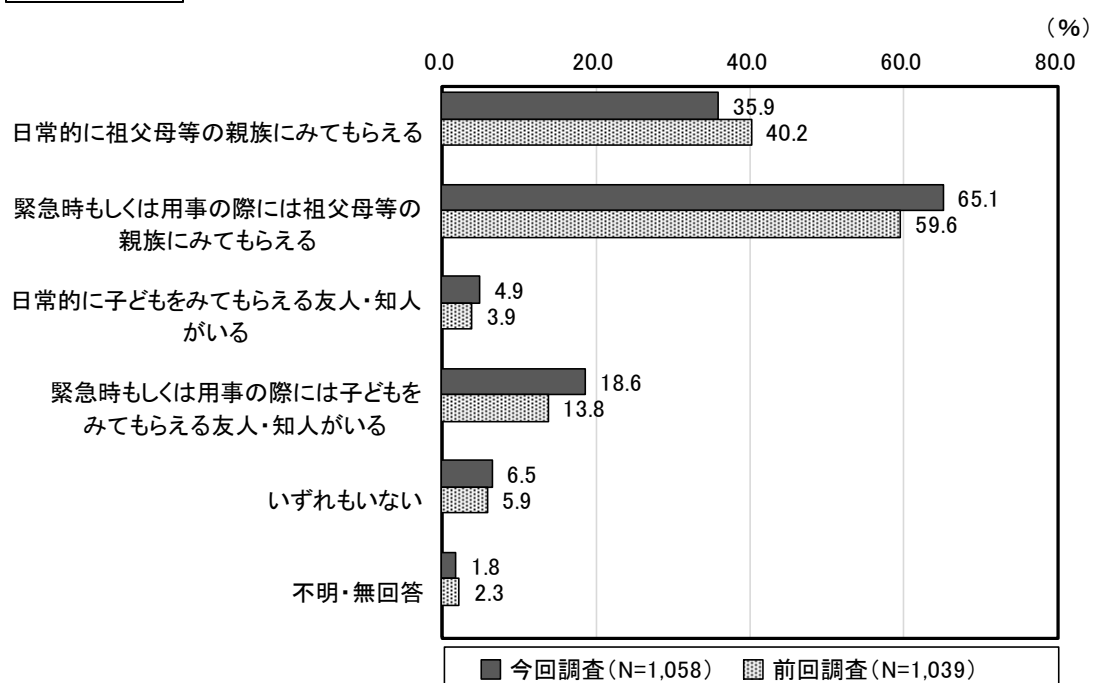


## (2) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が65.1%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が35.9%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が18.6%となっています。

前回調査と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少している一方で、それ以外の項目は増加しており、特に「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が増加しています。

### 就学前児童

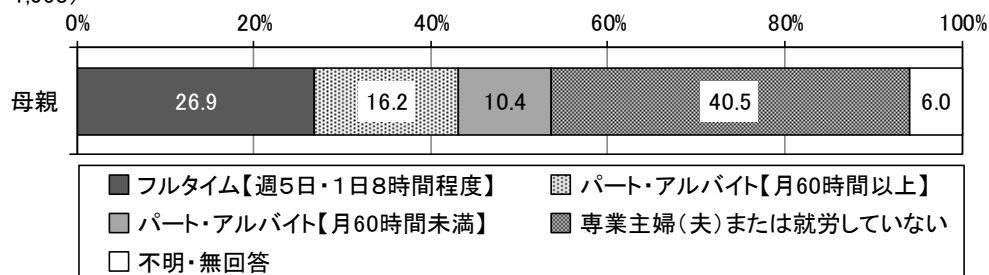


### (3) 母親の就労状況

母親の就労状況について、「専業主婦（夫）または就労していない」が40.5%と最も高く、次いで「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が26.9%となっています。

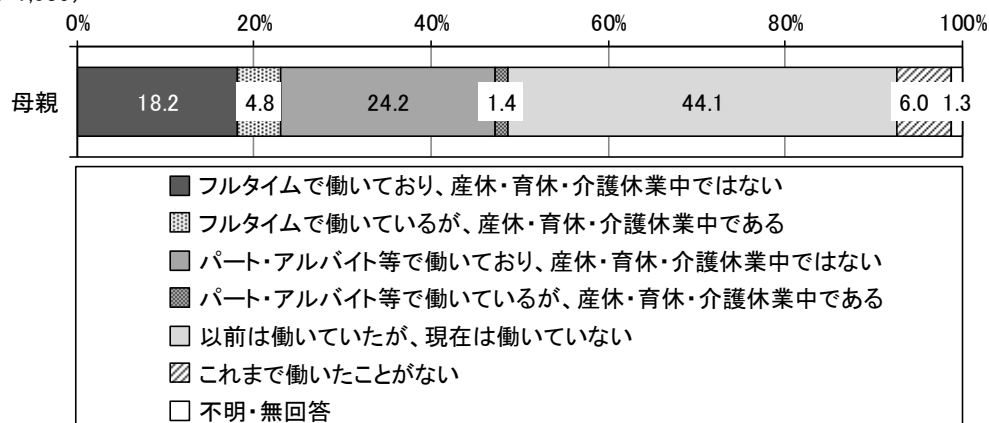
#### 就学前児童

今回調査(N=1,058)



#### 参考：前回調査

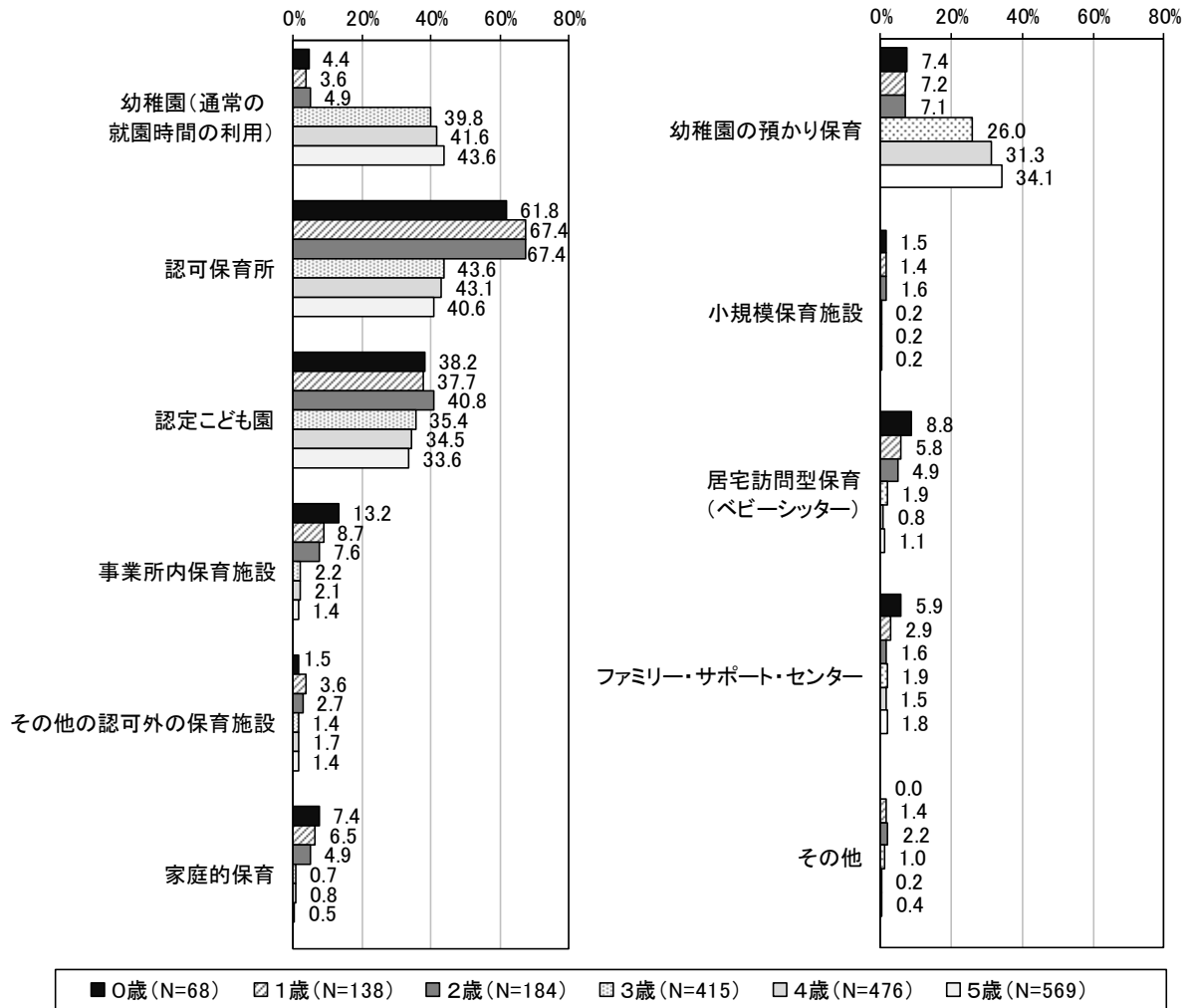
前回調査(N=1,039)



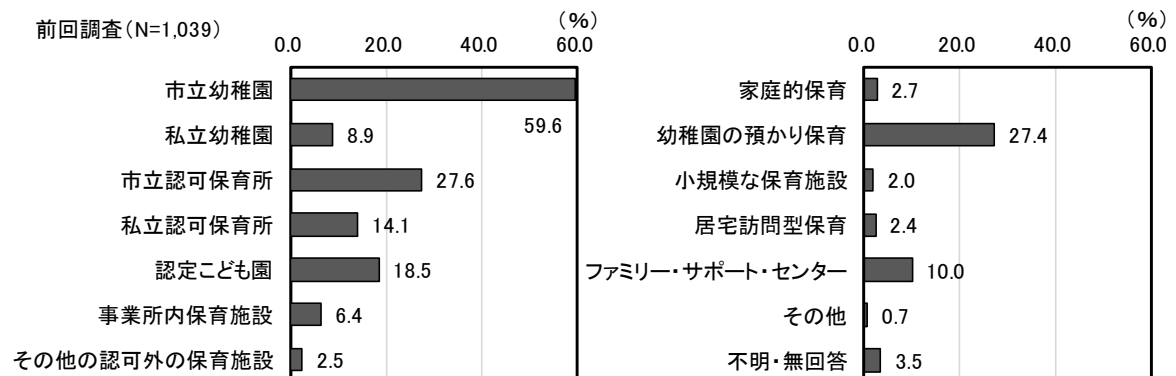
#### (4) 平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業

幼児教育・保育を無償化した場合、「定期的に」利用したい事業について、『2歳まで』は「認可保育所」、「3歳以上」では「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」の割合が高くなっています。

##### 就学前児童



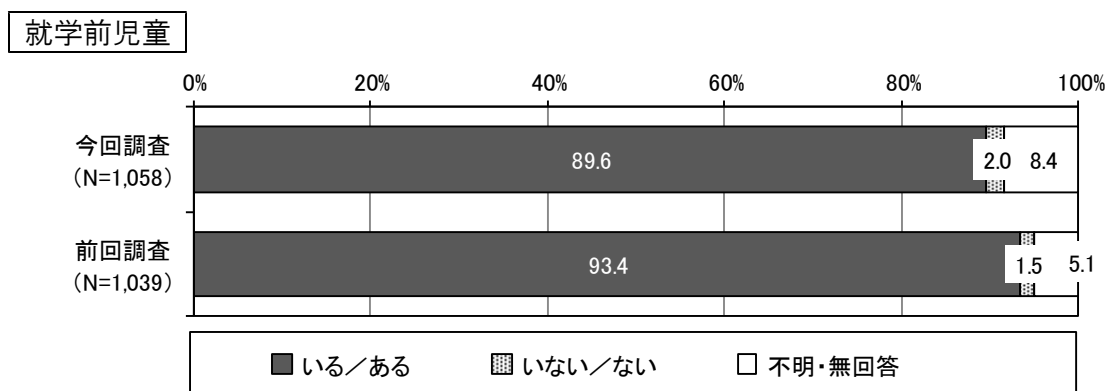
##### 参考：前回調査



## (5) 子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所の有無

子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所の有無について、「いる／ある」が89.6%、「いない／ない」が2.0%となっています。

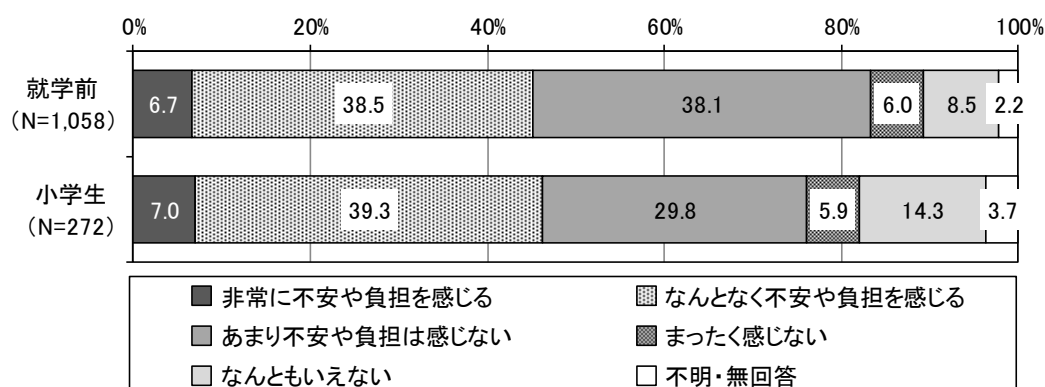
前回調査と比較すると、「いる／ある」の割合が減少しています。



## (6) 子育てに関する不安感や負担感

子育てに関する不安感や負担感について、就学前では『不安や負担を感じる（「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」の合計）』が45.2%、『不安や負担は感じない（「あまり不安や負担は感じない」「まったく感じない」の合計）』が44.1%となっています。

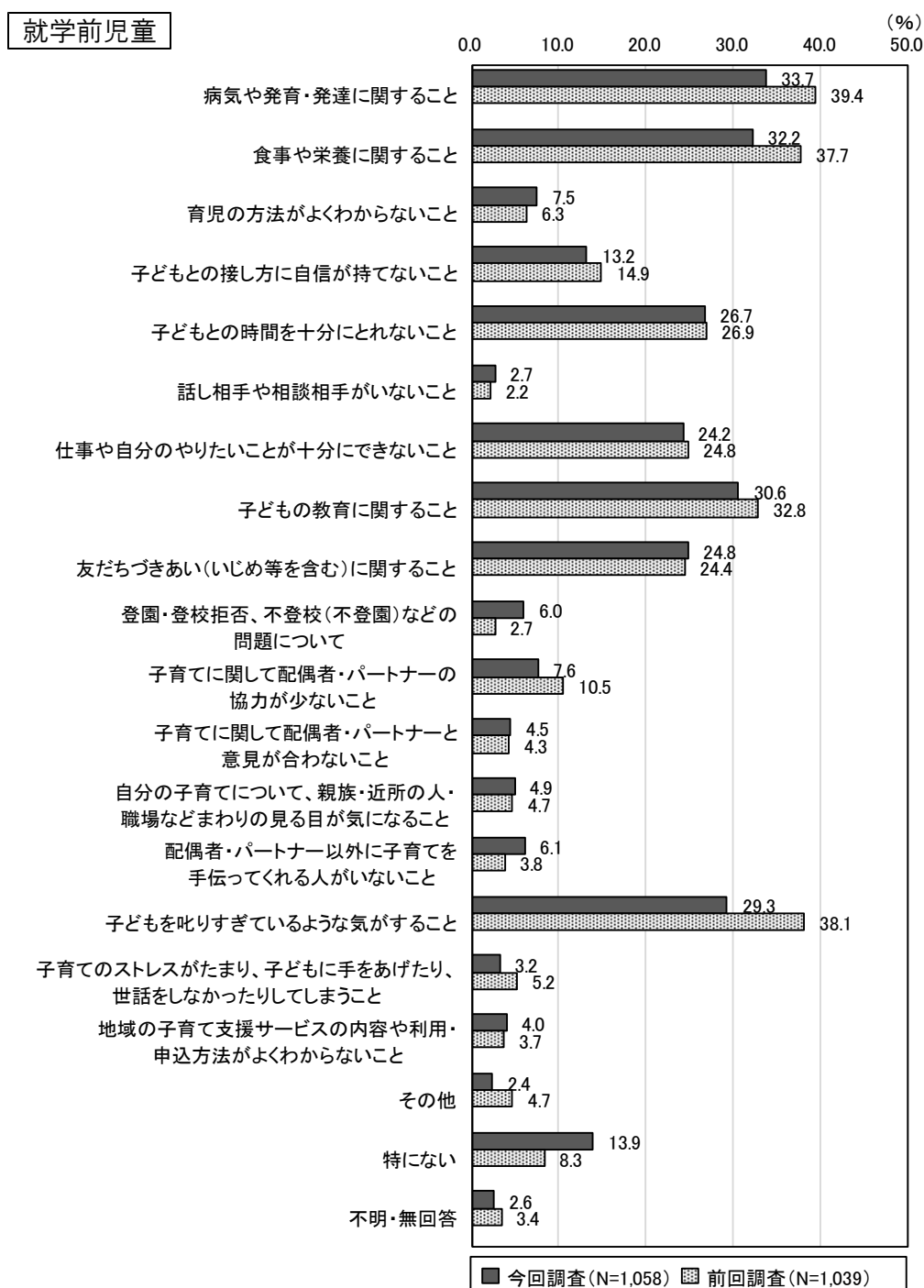
小学生では『不安や負担を感じる（「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」の合計）』が46.3%、『不安や負担は感じない（「あまり不安や負担は感じない」「まったく感じない」の合計）』が35.7%となっています。



## (7) 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になること

子育てに関して、日常悩んでいること、気になることについて、「病気や発育・発達に関すること」が33.7%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」が32.2%、「子どもの教育に関すること」が30.6%となっています。

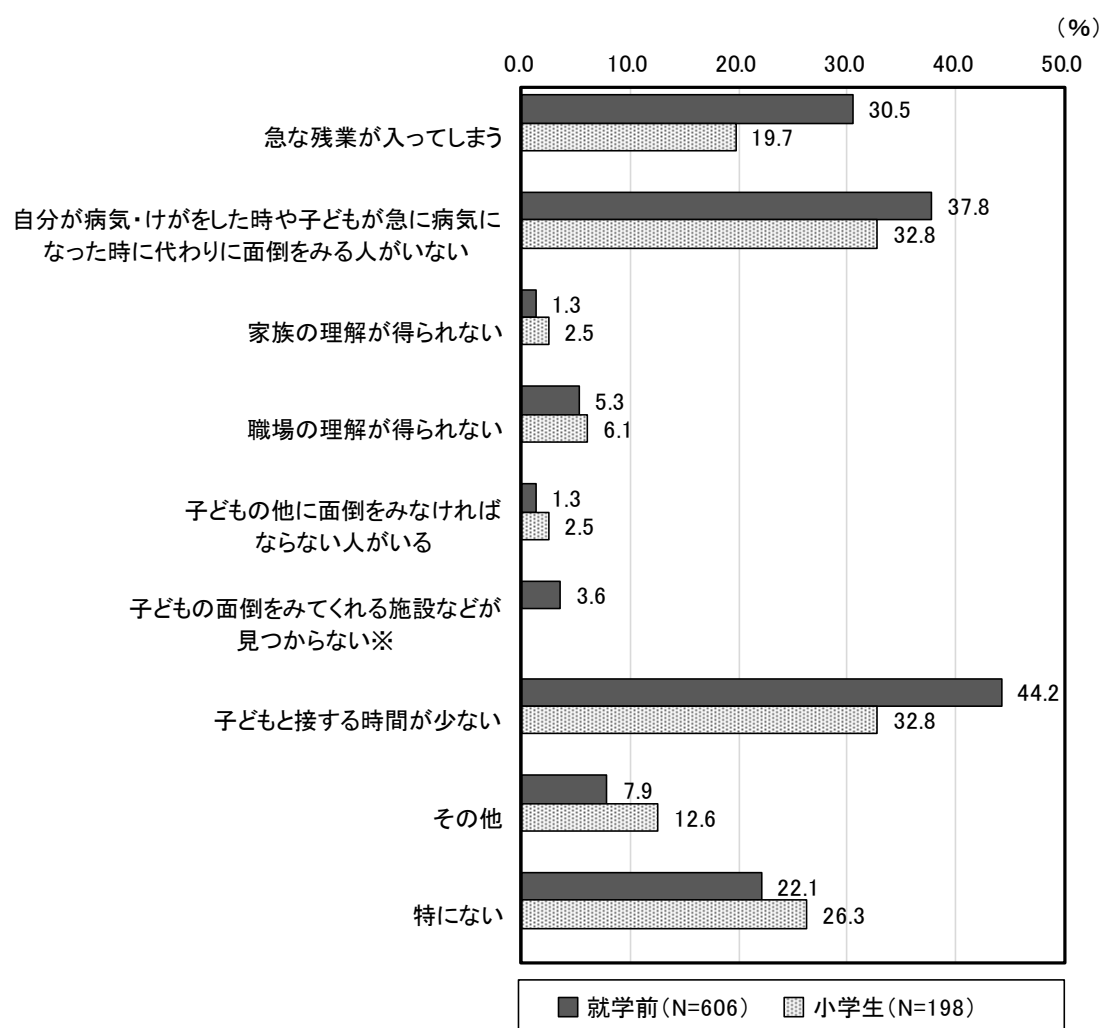
前回調査と比較すると、特に「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がすること」の割合が減少している一方で、「特にない」の割合が増加しています。



## (8) 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについて、就学前では「子どもと接する時間が少ない」が44.2%と最も高く、次いで「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」が37.8%、「急な残業が入ってしまう」が30.5%となっています。

小学生では「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」「子どもと接する時間が少ない」がともに32.8%と最も高く、次いで「特にない」が26.3%、「急な残業が入ってしまう」が19.7%となっています。



※「子どもの面倒をみてくれる施設などが見つからない」は就学前のみの項目

※不明・無回答除く

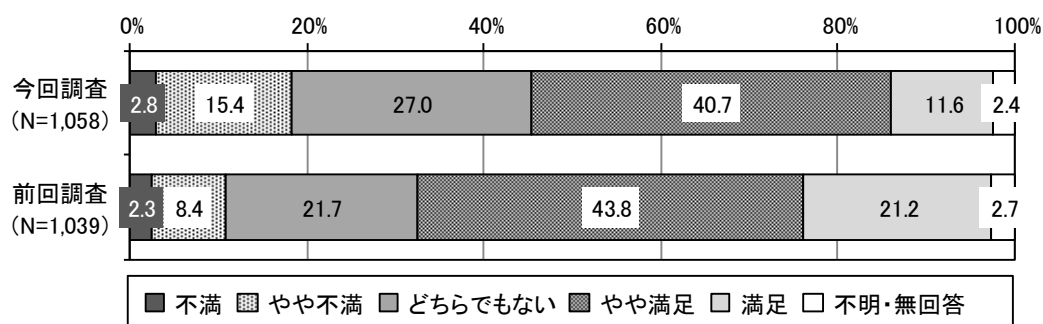
## (9) お住まいの地域における子育ての環境や支援の満足度

お住まいの地域における子育ての環境や支援の満足度について、就学前では『不満（「不満」「やや不満」の合計）』が18.2%、『満足（「やや満足」「満足」の合計）』が52.3%となっています。

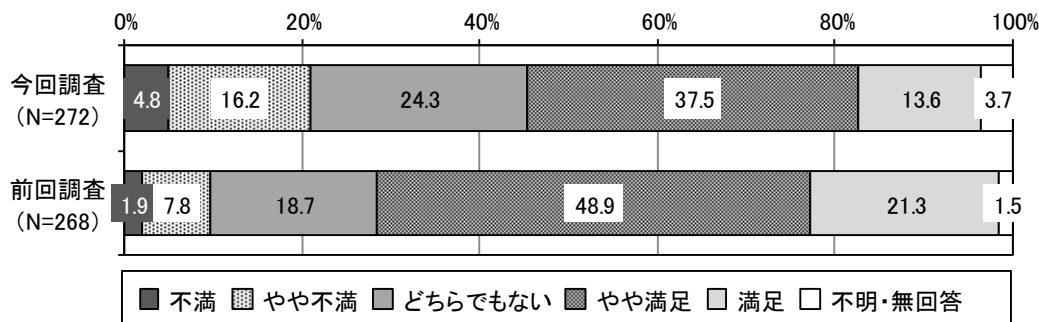
小学生では『不満（「不満」「やや不満」の合計）』が21.0%、『満足（「やや満足」「満足」の合計）』が51.1%となっています。

前回調査と比較すると、就学前、小学生ともに『満足』の割合が減少している一方で、『不満』『どちらでもない』の割合が増加しています。

### 就学前児童



### 小学生



### 3 第1期計画の主な取り組み状況

#### (1) 第1期計画の事業実績

##### ① 教育・保育施設\*等

###### ■1号認定(認定こども園及び幼稚園)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人	534	544	536	445※	445※
	確保の内容		534	544	536	445※	445※
実績値			506	500	458	450	-

※「相生市子ども・子育て支援事業計画中間見直し」の需要量を採用。

○1号認定(認定こども園及び幼稚園)では、実績値は平成27年度より減少しており、平成30年度で450人となっています。平成27年度より実績値が量の見込みを下回っていたことから、「中間見直し」により需要量を減らしています。

###### ■2号認定(認定こども園及び保育所)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人	170	173	170	277※	280※
	確保の内容		170	173	170	277※	280※
実績値			239	246	258	248	-

※「相生市子ども・子育て支援事業計画中間見直し」の需要量を採用。

○2号認定(認定こども園及び保育所)では、実績値は平成27年度から平成29年度にかけて増加していましたが、平成30年度で248人と減少しています。平成27年度より実績値が量の見込みを上回っていたことから、「中間見直し」により需要量を増やしていません。

###### ■3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育)

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人	179	180	176	229※	229※
	確保の内容		179	180	176	229※	229※
実績値			198	198	197	194	-

※「相生市子ども・子育て支援事業計画中間見直し」の需要量を採用。

○3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育)では、実績値は平成28年度以降ゆるやかに減少し、平成30年度で194人となっています。平成27年度より実績値が量の見込みを上回っていたことから、「中間見直し」により需要量を増やしています。



## ② 地域子ども・子育て支援事業\*

### ■利用者支援事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	確保の内容		1	1	1	1	1
実績値			1 (その他)	1 (その他)	1 (母子保健型)	1 (母子保健型)	1 (母子保健型)

○利用者支援事業では、平成 27 年度以降 1 箇所で実施し、平成 29 年度以降は母子保健型として実施しています。量の見込みは平成 27 年度より 1 箇所となっています。

### ■延長保育事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人	49	49	48	98※	99※
	確保の内容		40	44	48	98※	99※
実績値			65	125	101	105	-

※ 「相生市子ども・子育て支援事業計画中間見直し」の需要量を採用。

○延長保育事業では、実績値は平成 27 年度以降増減を繰り返しており、平成 30 年度で 105 人となっています。平成 27 年度より実績値が量の見込みを上回っていたことから、「中間見直し」により需要量を増やしています。

### ■放課後児童健全育成事業(学童保育)

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人	284	278	284	287	285
	確保の内容		265	278	284	287	285
実績値			185	199	201	249	-

○放課後児童健全育成事業(学童保育)では、実績値は平成 27 年度より増加しており、平成 30 年度で 249 人となっています。平成 27 年度より実績値が量の見込みを下回って推移しています。

■子育て短期支援事業(子育て家庭ショートステイ事業)

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人	5	5	5	5	5
	確保の内容		5	5	5	5	5
実績値			0	0	2	2	-

○子育て短期支援事業(子育て家庭ショートステイ事業)では、実績値は平成 30 年度で 2 人となっています。平成 27 年度より実績値が量の見込みを下回って推移しています。

■乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人/年	213	209	203	201	195
	確保の内容		213	209	203	201	195
実績値			213	212	233	194	-

○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)では、実績値は平成 27 年度より概ね横ばいで推移していましたが、平成 30 年度で 194 人と減少しています。平成 28 年度から平成 29 年度にかけて実績値が量の見込みを上回っていましたが、平成 30 年度は実績値が下回っています。

■養育支援訪問事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人/年	9	9	9	9	9
	確保の内容		9	9	9	9	9
実績値			5	2	3	4	-

○養育支援訪問事業では、実績値は平成 30 年度で 4 人となっています。平成 27 年度より実績値が量の見込みを下回って推移しています。

■地域子育て支援拠点事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人日/年	10,584	10,572	10,320	10,128	9,900
	確保の内容		8,556	8,892	9,228	9,564	9,900
実績値			11,129	10,415	12,346	13,231	-

○地域子育て支援拠点事業では、実績値は平成 28 年度より増加しており、平成 30 年度で 13,231 人日となっています。平成 29 年度より実績値が量の見込みを上回って推移しています。

■一時預かり事業

◎幼稚園型

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人日/年	21,093	21,627	21,328	17,250*	17,250*
	確保の内容		18,490	21,627	21,328	17,250*	17,250*
実績値			11,679	13,857	9,922	9,555	-

※ 「相生市子ども・子育て支援事業計画中間見直し」の需要量を採用。

○幼稚園型の一時預かり事業では、実績値は平成 28 年度より減少しており、平成 30 年度で 9,555 人日となっています。平成 27 年度より実績値が量の見込みを大きく下回っていたことから、「中間見直し」により需要量を減らしています。

◎幼稚園型を除く

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人日/年	1,065	1,076	1,051	982*	966*
	確保の内容		844	1,076	1,051	982*	966*
実績値			1,077	894	690	828	-

※ 「相生市子ども・子育て支援事業計画中間見直し」の需要量を採用。

○幼稚園型を除く一時預かり事業では、実績値は平成 27 年度から平成 29 年度まで減少していましたが、平成 30 年度で 828 人日と増加しています。平成 28 年度より実績値が量の見込みを下回っていたことから、「中間見直し」により需要量を減らしています。

■病児・病後児保育事業

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人日/年	738	744	730	719	711
	確保の内容		735	735	730	719	711
実績値*			18	39	25	13	-

※ 単位:人/年

○病児・病後児保育事業では、実績値は平成 28 年度に増加しましたが、平成 29 年度から減少し、平成 30 年度で 13 人となっています。

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(小学1年生～小学6年生)

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	人日/年	10	10	11	10	10
	確保の内容		10	10	11	10	10
実績値			0	3	1	0	-

○子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)では、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて実績がありました。平成 30 年度は実績がありませんでした。平成 27 年度より実績値が量の見込みを大きく下回って推移しています。

■妊婦健康診査(妊婦健康診査費補助事業)

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み 健診受診者数	人	351	342	336	329	325
	量の見込み 健診回数	回/年	2,404	2,335	2,312	2,243	2,243
	確保の内容 健診受診者数	人	351	342	336	329	325
	確保の内容 健診回数	回/年	2,404	2,335	2,312	2,243	2,243
実績値 健診受診者数		人	381	367	365	331	-
実績値 健診回数		回/年	2,643	2,595	2,637	2,307	-

○妊婦健康診査(妊婦健康診査費補助事業)では、実績値は健診受診者数が減少、健診回数が増減を繰り返し、平成 30 年度でそれぞれ、331 人、2,307 回となっています。平成 27 年度より健診受診者数・健診回数ともに実績値が量の見込みを上回って推移しています。

## (2) 第1期計画の取り組み状況

### 基本目標1 地域における切れ目ない子育て支援の推進

#### ① 育児相談、情報提供体制の充実

##### 〈第1期計画期間中の取り組み〉

- ・子育て応援ガイドブックを作成し、母子健康手帳交付時に配布するほか、子育て支援担当課や地域子育て支援拠点等に配置するとともに、妊娠から出産までをサポートできる子育て応援アプリ（A i o i いくなび）の配信を開始しました。
- ・子育てに関する事業について、市ホームページを活用した情報提供に努めました。
- ・健康110番やなんでも健康相談等、電話や面接による健康・保育相談を行いました。
- ・子育て支援コーディネーターを市に配置するとともに、子育て学習センターや地域子育て支援拠点において、子育ての悩みや不安に関する相談や支援を行いました。
- ・発達巡回相談や親子教室を通して、発達が気になる子どもの早期発見・早期支援及び発達支援を行いました。
- ・発達障害やその疑いのある子ども及び保護者、精神発達の遅れがある子ども等、専門的な相談の充実に取り組みました。
- ・山手幼稚園にある幼児教育センターや地域子育て支援拠点等において、子育て講座や保護者への講演会、職員研修等を実施しました。

##### 〈課題〉

- ・子育ての悩みや不安に関する相談件数が増加しており、相談内容に合った支援や機関につなげる必要があります。
- ・家庭児童相談員を増員し、家庭児童相談室\*の機能強化を図る必要があります。
- ・発達が気になる子どもを幼児期から学童期へ引き継いでいけるよう、引き続き関係機関との連携が必要です。

#### ② 多様な子育て支援の充実

##### 〈第1期計画期間中の取り組み〉

- ・子育て学習センターにおいては、自主グループ活動の支援や相談業務等を通じて子育て中の保護者を支援しました。また、まちの子育て広場においては、母子の仲間づくりや情報交換ができる拠点づくりに努めました。
- ・ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、子育て家庭ショートステイ事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業を実施し、子育て支援サービスの充実を図りました。
- ・こども医療費や児童手当、障害児福祉手当、就学援助等、様々な費用負担軽減を実施し、子育て家庭への経済的な支援を行いました。
- ・まちの子育てひろばに保健師や栄養士を派遣することで、専門的な観点から適切なアドバイスをしました。また、まちの子育てひろばへの助成や支援も行いました。

《課題》

- ・一時預かりのニーズが高くなっています。その他の事業についても、保護者のニーズに応じて必要な支援を行うため、継続的な実施が必要です。
- ・育児負担の軽減及び仲間づくりや情報交換しやすい場所等、親子の居場所づくりとして保護者等が気軽に参加できる場所の必要性は高いことから、まちの子育てひろばを中心とした地域の子育てグループ活動への支援が必要です。

③ 多様な保育サービスの充実

《第1期計画期間中の取り組み》

- ・乳児保育事業、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、障害児保育事業、子育て家庭ショートステイ事業及び市立幼稚園預かり保育事業を実施し、保護者のニーズに応じた保育サービスの充実を図りました。
- ・令和元年度に相生保育所、矢野川保育所の2箇所の耐震診断を実施しました。
- ・保育の質の向上、保育士の専門性の向上・質の向上を図るため、キャリアアップ研修を実施しました。
- ・放課後児童クラブについては、専用施設の新設（双葉小学校）や空き教室（中央小学校）を確保しました。また、放課後に児童が安全で健やかにすごせるよう、ボランティアの方々の見守りや様々な活動を通して、地域の方との交流を図り、放課後子ども教室\*を実施しました。

《課題》

- ・0歳児等において待機児童が発生しており、保育事業の利用を希望する子どもを適切に受け入れることができるよう、定員の確保が必要です。
- ・保護者の就労形態の変化により、延長保育のニーズ及び利用件数ともに高くなっています。その他の事業についても、保護者のニーズに応じて必要な支援を行うため、継続的な実施が必要です。
- ・放課後子ども教室については、ボランティアスタッフが減少しているため、ボランティアの人材確保が必要です。

④ 子育て支援ネットワークの推進

《第1期計画期間中の取り組み》

- ・市内の各小学校校区内における子育て家庭への見守り、登下校時等の児童への声かけや子育て家庭への情報提供を実施し、子育て家庭応援運動を実施しました。また、各種研修会や交流会を開催しました。

《課題》

- ・地域において園児が交流活動に参加することは、園児の教育及び地域住民の園児に対する意識に大きな影響を与えられられるため、今後も継続して推進していく必要があります。

## 基本目標2 仕事と子育てとの両立の推進

### ① 就労環境の整備

#### 〈第1期計画期間中の取り組み〉

- ・ 職場復帰や再就職に向け、男女共同参画センターやJR相生駅前の「あいおい情報ラウンジ」にパンフレット等を設置し、情報提供を行いました。
- ・ 地域における両立支援のための基盤整備として、乳児保育事業、延長保育事業、休日保育事業、子育て家庭ショートステイ事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業及びファミリー・サポート・センター事業を実施しました。

#### 〈課題〉

- ・ 仕事と子育てとの両立を推進するための意識啓発として、商工会議所やハローワーク相生等も含めた情報提供の方法について検討が必要です。

### ② 男女共同参画\*の推進

#### 〈第1期計画期間中の取り組み〉

- ・ 男性の育児参加を促すため、男性対象の料理教室や、男性も参加しやすい講座や教室を開催しました。
- ・ 子育て親子の交流等を促進し、相談活動、グループの育成、幼児教育学級等を開催しました。
- ・ あいおい男女共同参画ねっと「權」と協働で、市民の意識啓発推進のため、セミナーを開催しました。

#### 〈課題〉

- ・ 男女がともに子育てを担うためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別に関わらず自らの個性と能力を発揮することが大切です。そのため「第2次相生市男女共同参画プラン」を着実に推進していくことが必要です。

## 基本目標3 母親や乳幼児などの健康確保と増進

### ① 母子保健対策の充実

#### 〈第1期計画期間中の取り組み〉

- ・ 4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の健康診査を実施するとともに、妊婦健康診査費補助事業、2歳児歯科健康診査及び10か月児相談を実施しました。
- ・ 発達が気になる、発達に遅れがある子どもや発達障害のある子どもとその保護者に対して、相談・支援を行いました。
- ・ 新生児訪問指導、妊産婦・乳幼児訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を通じて子育て家庭への訪問を行い、相談、支援、助言等を行いました。
- ・ 4か月児健康診査時に離乳食教室を開催し、離乳食教室への参加率も増加しています。

《第1期計画期間中の取り組み》

- ・ 保育所・幼稚園・認定こども園において、地域の農業者と菜園活動等を通じた交流や、食に関する団体（いずみ会）と食育教室等を実施し、交流を図りました。また、おたよりに通じて、家庭に食に関する情報を発信しました。
- ・ 新生児訪問時や乳幼児健診時に事故防止に関するパンフレットを配布し、子どもの事故防止の啓発を行いました。
- ・ 妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートする「子育て世代包括支援センター\*」を、子育てに関する相談支援の拠点として保健センター内に開設しました。

《課題》

- ・ 母子の健康を確保するためには、妊娠・出産・乳幼児期のそれぞれの時期において、適切な健康診査、健康相談及び保健指導といった保健サービスが不可欠であるため、継続的な実施が必要です。
- ・ 疾病や障害の早期発見・早期対応に関しては、幼児期から学童期へ引き継ぐことができるよう、今後も関係機関との連携が必要です。

② 思春期保健対策の整備

《第1期計画期間中の取り組み》

- ・ 児童・生徒が生命の尊さや男女の性差の正しい理解ができるよう、「学校保健計画」に基づき、保健教育を実施しました。
- ・ いじめや不登校、問題行動等の早期発見・早期対応を可能とする校内の生徒指導体制の充実と、児童・生徒の内面理解に基づいた指導力の向上を図りました。

《課題》

- ・ いじめや不登校、問題行動等は発見後も継続的な支援が必要であるため、各学校や教育委員会、保健師等の関係機関との連携強化を図る必要があります。

③ 小児医療の整備

《第1期計画期間中の取り組み》

- ・ 小児科救急医療対応病院群輪番制による小児医療の充実を図りました。
- ・ 新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業において、パンフレットの配布を通じて正しい受診の情報提供を行いました。

《課題》

- ・ 保護者の小児医療に対する期待は高く、引き続き小児医療の充実に向けて取り組む必要があります。



## 基本目標4 子どもにやさしい環境整備の充実

### ① 生活環境の整備

#### 〈第1期計画期間中の取り組み〉

- ・ 譲りあい感謝マークやヘルプカードの交付を実施し、支援が必要であることを周囲の方に伝え、外出しやすい環境づくりに努めました。
- ・ マタニティマーク入りキーホルダーの配布と、その装着促進やポスター掲示による意識啓発を行いました。
- ・ 各小・中学校における点検結果を基に、通学路安全対策協議会を開催し、関係機関と連携した危険箇所への対応を決定し、情報を共有しました。
- ・ 市内の保育所、公民館、公共施設、生協、スーパーマーケット、まちの駅の内、授乳室やオムツ替えスペース、調乳ができる給湯設備のある施設等を「赤ちゃんの駅」に指定し、平成30年度末現在では、31箇所の施設があります。
- ・ 定期的に遊具点検を実施し、公園の清掃等については地域住民と協働しながら環境整備を行いました。
- ・ 定住者住宅取得奨励金交付事業及び新婚世帯家賃補助金交付事業を通じて、若者や転入者の住宅に関する補助を行いました。

#### 〈課題〉

- ・ 地域の団体が設置・管理する子どもの遊び場において、遊具等の設置の助成を行う子どもの遊び場設備等補助交付金について、事業の利用数が減少していることから、事業の継続について検討する必要があります。
- ・ 新婚世帯家賃補助金交付事業について、補助金交付終了後の対象者追跡調査の実施等、効果的な事業実施に向け検討が必要です。

### ② 子どもの安全・安心体制の整備

#### 〈第1期計画期間中の取り組み〉

- ・ 子ども交通安全教室を、保育所・幼稚園・認定こども園については2年に1回、小学校については小学1年生を対象に毎年全小学校において実施しました。
- ・ 自転車安全教室を、小学3年生を対象に毎年全小学校において実施しました。
- ・ 防犯協会と連携し、防犯グループ等地域の防犯活動を支援しました。
- ・ いじめや不登校、問題行動等の早期発見・早期対応を可能とする校内の生徒指導体制をより充実し、児童・生徒の内面理解に基づいた指導力の向上を図りました。

#### 〈課題〉

- ・ 子どもの事故、特に小学1年生の事故発生率が高いため、警察・交通安全協会と連携し、継続的な事業の実施が必要です。
- ・ 家庭児童相談室における相談件数及び相談回数が増加傾向にあり、相談内容も多様化しているため、適切な支援ができるよう、関係機関との連携強化が必要です。

## 基本目標 5 教育環境の整備と健全育成の充実

### ① 未来の親の育成

#### ＜第 1 期計画期間中の取り組み＞

- ・ トライやる・ウィークで、中学 2 年生を対象に市内 6 箇所の保育所・幼稚園の乳幼児とふれあう機会を設けました。

#### ＜課題＞

- ・ 乳幼児とふれあう体験や学習の機会を提供するため、保育所・幼稚園で中・高校生との交流を図る中・高校生との交流事業について、現状を把握し、事業の実施について検討が必要です。

### ② 生きる力の育成に向けた教育内容の充実

#### ＜第 1 期計画期間中の取り組み＞

- ・ 全国学力学習状況調査に加え、標準学力調査を実施することで、小学 4 年生から中学 3 年生までの児童・生徒の習熟度を継続的に分析・検証しました。
- ・ 相生っ子学び塾事業を通じて、児童の基礎学力の定着及び勉強の習慣づけに努めました。珠算は月 2 回から 3 回に増やし、対象学年も小学 4 年生以上に拡大しました。
- ・ 不登校児童・生徒の生活面と学習面の指導にあたりるとともに、生け花教室、料理教室、野外活動等を行うなど、児童・生徒の学力の保障、自立心や社会性及び協調性の発達・成長を図りました。
- ・ 環境体験、自然学校、トライやる・ウィーク、海的环境学習等を通じた、様々な体験的な学習を実施しました。
- ・ 授業や学校行事の参観をはじめ、普段の教育活動を保護者や地域住民に公開し、家庭・地域・学校が連携した教育力の向上に努めました。

#### ＜課題＞

- ・ いじめや不登校等、子どもを取り巻く問題に対応するため、家庭と学校のより一層の連携はもちろん、臨床心理士等による相談を行うことで、早期発見・早期対応につなげる必要があります。

### ③ 幼児教育の充実

#### ＜第 1 期計画期間中の取り組み＞

- ・ 3 歳児保育を先行的に実施するなど、幼児教育の充実を図りました。
- ・ 平成 30 年度に認定こども園どんぐりの家の定員拡大にかかる費用の補助を行いました。
- ・ 幼小中一貫教育を推進する中で、園児・児童の交流活動を実施しました。

### ④ 健全育成の充実

#### ＜第 1 期計画期間中の取り組み＞

- ・ 放課後に児童が安全で健やかにすごせるよう、ボランティアの方々の見守りや様々な活動を通して、地域の方との交流を図り、放課後子ども教室を実施しました。

《第1期計画期間中の取り組み》

- ・小学生を対象に相生子どもチャレンジパスポートを作成し、子どもたちがより一層社会教育に関心を示し、親子や子ども同士のふれあいを深められるよう、自然・生活体験事業をはじめとした本市の様々な事業への参加を促進しました。
- ・公民館等において幅広い講座を開催し、市民の生涯学習の支援を行いました。
- ・子どもたちに地域の伝統文化について学ぶ機会を提供するため、ペーロン船、関係資料の展示や学校からの資料館見学で、本市に残る伝統文化を紹介しました。

《課題》

- ・放課後子ども教室について、ボランティアの方々との情報共有を徹底し、より子どもたちが安全・安心で健やかにすごせる環境を整えることが必要です。
- ・本市の様々な事業へ参加する児童を増やすため、事業の周知を強化し、参加事業を増やすなど、庁内の連携体制の強化が必要です。
- ・長期休業期間中の随時講座について、子ども向けの講座を中心に実施について検討する必要があります。

⑤ 家庭や地域の教育力の向上

《第1期計画期間中の取り組み》

- ・生きる力を育み、地域と共生するための魅力ある活動実施の定着に努めるとともに、PTCA活動実践発表会の意義を広く市民に伝えました。
- ・子どもフェスティバルでオセロ大会やうちわづくりを行い、相生市子ども会連絡協議会の存在をPRしました。
- ・地域や学校と連携し、子どもが参加できる子ども会活動や世代間交流活動、スポーツ活動等の行事の開催や参加促進についてPRしました。

《課題》

- ・市内地域団体・行政関係との連携体制の強化が必要です。
- ・相生市子ども会連絡協議会への加入団体を増やすため、周知が必要です。
- ・子どもが参加できる行事の開催にあたって、今後も同規模の開催を維持するため、指導者の確保等が必要です。

⑥ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

《第1期計画期間中の取り組み》

- ・青少年や家族の悩みに対し、適切な助言と指導を行えるよう、臨床心理士による面接相談を月2回実施するとともに、職員による面接及び電話相談を随時行うなど、体制の充実を図りました。
- ・少年育成センターの補導委員を中心に、青少年の問題行動の未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応を目指した活動を行いました。

《課題》

- ・臨床心理士等による相談を継続するとともに、インターネットの利用による犯罪や被害に巻き込まれないよう、有害情報に対する意識啓発が必要です。

## 基本目標6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実

### ① 児童虐待防止対策の整備

#### ＜第1期計画期間中の取り組み＞

- ・平成30年度には要保護児童対策地域協議会の代表者会議を1回、実務者会議を4回、個別ケース検討会議を7回実施しました。

#### ＜課題＞

- ・要保護児童の適切な保護や要支援児童等への適切な支援を図るため、関係機関が連携し、情報交換を行うためにも継続的な事業の実施が必要です。

### ② ひとり親家庭の自立支援の推進

#### ＜第1期計画期間中の取り組み＞

- ・母子父子自立支援員の資質の向上を図るため、研修機会を確保し、ひとり親家庭・貧困家庭等の自立や就労に向けた適切な相談・指導支援活動ができるよう努めました。

#### ＜課題＞

- ・家庭の在り方の多様化により、今後母子世帯等は増加する可能性が高いため、引き続き母子父子自立支援員による相談活動の実施が必要です。

### ③ 障害のある子どもへの支援の充実

#### ＜第1期計画期間中の取り組み＞

- ・障害者自立支援協議会児童部会や相談支援機関連絡会議等を開催し、情報共有及び連携強化を図りました。
- ・個に応じたきめ細やかな指導を実施するため、各関係機関との連携体制を構築しました。また、特別支援教育等の専門的知識を有する講師を招へいし、課題に焦点をあてた研修を実施することで、教職員の抱える不安や負担の軽減に努めました。
- ・居住地交流として、赤穂特別支援学校等に通学している児童・生徒との授業・行事の中でのふれあいを通じて、障害に関する理解を深めました。
- ・市内全小・中学校を福祉教育推進校に指定し、社会福祉協議会等の関係機関と学校が連携し、学年段階に応じた福祉教育を推進しました。
- ・国が定める障害児通所サービスを提供するとともに、市の独自事業として個別訓練、あいあいサマークラブ等を実施しました。
- ・未就学段階での訪問観察や、関係機関との連携体制を構築するとともに、本人や保護者の意向を踏まえた就学指導を実施しました。
- ・青少年や家族の悩みに対し、適切な助言と指導を行えるよう、臨床心理士による面接相談を月2回実施するとともに、職員による面接及び電話相談を随時行うなど、体制の充実を図りました。〔再掲〕
- ・心身障害児支援補助員の配置等、障害児保育の充実に努めました。

#### ＜課題＞

- ・引き続き情報共有及び連携体制の強化に努めるとともに、障害のある子どもに対する適切な保育の実施が必要です。

## 4 現状と課題の整理

社会情勢、統計資料、ニーズ調査、第1期計画の取り組み状況等を踏まえ、第1期計画の施策ごとに現状と課題を整理しました。

### (1) 幼児教育・保育の量的拡充と質的改善

社会  
情勢

- ・令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始されました。
- ・幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う人材の配置が求められています。

統計  
資料

- ・子どもの数は今後も減少することが予測されます。
- ・20～24歳及び30～34歳を除く各年代において、女性の就業率は高まっています。

ニーズ  
調査

- ・幼児教育・保育が無償化になった場合の教育・保育ニーズについては、3～5歳の内、幼稚園のニーズが減り、認可保育所及び認定こども園のニーズが高まっています。



子どもの数が減少する一方で、女性の就業率の向上に伴い、保育ニーズが高まっています。幼児教育・保育が無償化されたことから、必要とする方にサービスが適切に提供されるよう量の確保に努めるとともに、幼小連携の強化等、質の高い教育・保育の提供が必要です。

### (2) 仕事と子育ての両立支援の充実

社会  
情勢

- ・長時間労働の是正や多様な働き方ができる環境整備等、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの充実に関する取り組みが進められています。

ニーズ  
調査

- ・仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについて、子どもと接する時間が少ないと感じている人の割合が高まっています。
- ・フルタイムで働く母親の割合が増加しています。
- ・日常的に祖父母等の親族にみてもらえる割合が減少しています。



女性の就労割合が高まり、子どもと接する時間が少ないことを不安に思う保護者が増加しています。また、子どもを日常的に親族にみてもらえる割合が減少していることから、子育て家庭への負担が大きくなっていることが考えられます。国では、働き方改革をはじめとする様々な取り組みが進められていますが、子育て家庭が仕事と子育てを両立できるよう、地域で子どもを見守り育てられる環境づくりが必要です。

### (3) 母親や乳幼児の健康増進

ニーズ  
調査

- ・就学前児童の保護者の子育ての悩みについて、「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」と答えた人の割合が高くなっています。

取り組  
み状況

- ・小児科が市内に少ない、夜間や休日の救急が市内にない、産婦人科が市内に少ないなど、医療体制の充実を求める声があがっています。

- ・各種健診等を通じた疾病や障害の早期発見・早期対応、10 か月児相談や発達巡回相談等の育児や発達に関する保護者の相談に対応しました。

- ・小児医療に関しては、小児科救急医療対応病院群輪番制による医療体制の充実と、正しい受診についての情報提供に努めました。



子どもの病気や発育、発達、栄養等、子育ての悩みについて、引き続き訪問指導や育児相談等を通じて保護者の悩みや不安に寄り添う支援を充実させるとともに、各種健診等を通じた疾病や障害の早期発見・早期対応が必要です。また、子どもの急病やけがは育児をする上で保護者の大きな心配ごとの一つであり、引き続き小児医療の充実に向けて取り組むことが必要です。

### (4) 子どもや地域の人が安全・安心にすごせる環境の整備

社会  
情勢

- ・近年、子どもを巻き込んだ事故や犯罪が度重なって発生し、子どもが安全・安心にすごせる環境への意識が高まっていると考えられます。

統計  
資料

- ・一世帯あたり人員が年々減少し、核家族化が進行していることから、親族からの支援を受けにくい環境にある人は少なくないと考えられます。

ニーズ  
調査

- ・地域における子育ての環境や支援の満足度について、「不満」の割合が増加しています。

- ・子どもを遊ばせられる場所・施設の増加や、公園の設備や管理の充実を求める声があがっています。

取り組  
み状況

- ・子ども交通安全教室や自転車安全教室を開催するとともに、地域の防犯グループ等への支援を行いました。依然として子どもの事故発生率が高い状況です。



核家族化の進行を背景に、地域で安全・安心にすごせる環境への意識が高まる中、地域における子育て環境や支援に対する需要が高まっています。地域や関係機関と連携し、交通安全及び防犯対策のさらなる強化や子どもが安心してすごすことのできる公園や施設等の充実が必要です。

## (5) 「生きる力」を育むための環境の整備

社会  
情勢

- ・問題行動・不登校調査（文部科学省）によると、平成29年度に全国の小・中・高校等で認知したいじめの件数が前年度より3割増加し、過去最多を記録しています。
- ・近年、インターネットやスマートフォンの普及と同時にSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用が増加し、青少年を巻き込む犯罪や被害の増加が問題となっています。

取り組  
み状況

- ・不登校児童・生徒の生活面と学習面の指導や児童・生徒の学力の保障、自立心や社会性及び協調性の発達・成長を図りました。
- ・臨床心理士による面接相談を月2回実施するとともに、職員による面接及び電話相談を随時行うなど、相談体制の充実を図りました。



いじめや不登校等の子どもを取り巻く問題に対応するため、引き続き臨床心理士等による相談体制の充実や早期発見・早期対応への体制強化が必要です。また、青少年を巻き込む犯罪や被害を防止するため、地域・学校・家庭の連携のもと、青少年を取り巻く環境の浄化に向けて取り組むことが必要です。

## (6) 支援を必要とする子どもへの支援の充実

社会  
情勢

- ・近年、子どもへの虐待やそれらと関連する子育て家庭の孤立が問題となっています。
- ・国際化の進展に伴い、外国につながる子ども\*の増加が見込まれます。保護者や教育・保育施設等に対し、必要な支援を行うことが求められています。

統計  
資料

- ・0～11歳の外国人住民人口はゆるやかに増加し、外国人住民人口も増加しています。
- ・母子世帯は増加傾向となっています。

取り組  
み状況

- ・要保護児童対策地域協議会や障害者自立支援協議会児童部会、相談支援機関連絡会議等を開催し、情報共有や連携の強化を図りました。



母子世帯の増加や外国人住民人口の増加等により、本市においても支援を必要とする子どもが増加していくことが考えられます。ひとり親家庭、外国につながる子ども、障害のある子ども等、支援を必要とする子どもを見逃さず、必要な支援を提供できるよう、サービスの充実をはじめ、関係機関等と継続的に情報共有及び連携を図ることが必要です。

## 第3章 基本理念と基本目標

### 1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、第1期計画の考え方を踏襲し、次のとおりとします。

---

# すべての子どもたちが 健やかに生まれ育つまち

---

結婚し家庭を築くことや子どもを産み育てることは、個人の自由な選択に委ねられることがらであり、また、子育ての第一義的な責任はその保護者にあります。しかし、子どもは次代を担うかけがえのない存在であり、子どもたちがともにいきいきと健やかに育ち、主体的に考え、行動する「生きる力」をもつことは、保護者だけでなくすべての市民の願いであるといえます。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるるとともに、社会全体で取り組むべき課題であり、とりわけ、乳幼児期の重要性を踏まえ、発達に応じた適切な質の高い教育・保育や子育て支援を提供することが重要です。

本計画では、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、成長でき、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指すため、「すべての子どもたちが健やかに生まれ育つまち」を基本理念として掲げます。子どもたちの豊かな心、人間性を育てるとともに、本市の家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、地域及び社会全体が保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、ともに喜びを感じあうことができるよう、家庭のみならず社会のすべての構成員が協力して取り組みを進めます。



## 2 計画の基本目標

### 基本目標1 地域における切れ目ない子育て支援の推進

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等、子育てをめぐる環境は変化しています。また、出産後も就労の継続を希望する女性が増え、働き方が多様化しています。こうした状況の中、子育ての負担や不安が増大し、子育てに対するニーズが多様化しています。

子どもや子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえ、多様なニーズに対応するため、乳幼児期の学校教育・保育、地域における子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図るとともに、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を推進します。

### 基本目標2 仕事と子育てとの両立の推進

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加とともに就労形態の多様化も進んでいます。このような状況に対応するため、子育てと仕事を両立することができる環境整備が重要です。

働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

### 基本目標3 母親や乳幼児等の健康確保と増進

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つため、母親の健康確保や出産に伴う不安の解消が必要です。また、出産後も子どもの病気やけがは不安の原因となります。このため、子どもの事故や病気、予防に関する正しい理解が求められます。

思春期から妊娠・出産、乳幼児までの一貫した体系のもとに支援体制の充実を図ります。

子どもを安心して産み育てられるよう、母子の健康保持、疾病の予防や早期発見に対する体制の充実や生活習慣病を予防するため、幼少期からの食生活や生活習慣等、正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

#### **基本目標4 子どもにやさしい環境整備の充実**

子どもをはじめ地域のすべての人が安全に、かつ安心して外出し様々な活動に参加できることは、子どもが安心してのびのび遊べるとともに、ゆとりをもって子どもを産み育てるために必要です。

子どもや妊産婦をはじめ、地域のすべての人が安心して外出や活動ができるよう道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取り組みを進めます。

#### **基本目標5 教育環境の整備と健全育成の充実**

これからの社会を担う、人間性豊かな人材の育成が求められており、そのための基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、基本的倫理観、社会的なマナー等の「生きる力」の資質や能力を育成するため、子どもが夢や希望をもって学ぶことができる教育環境の整備を推進します。

また、家庭の教育力を高めるため、親として学習する機会の提供に努めます。

#### **基本目標6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実**

障害のある子どもや虐待等によりケアを必要とする子ども、外国につながる子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通じた地域のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育てに取り組めます。

### 3 計画の体系

基本理念や基本目標を達成するために、計画の体系に沿って施策の方向を推進します。

基本理念	基本目標	基本施策
すべての子どもたちが健やかに生まれ育つまち	1 地域における切れ目ない子育て支援の推進	(1) 育児相談、情報提供体制の充実
		(2) 多様な子育て支援の充実
		(3) 多様な保育サービスの充実
		(4) 子育て支援ネットワークの推進
	2 仕事と子育てとの両立の推進	(1) 就労環境の整備
		(2) 男女共同参画の推進
	3 母親や乳幼児等の健康確保と増進	(1) 母子保健対策の充実
		(2) 思春期保健対策の整備
		(3) 小児医療の整備
	4 子どもにやさしい環境整備の充実	(1) 生活環境の整備
		(2) 子どもの安全・安心体制の整備
	5 教育環境の整備と健全育成の充実	(1) 未来の親の育成
		(2) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実
		(3) 幼児教育の充実
		(4) 健全育成の充実
		(5) 家庭や地域の教育力の向上
		(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実	(1) 児童虐待防止対策の整備
		(2) ひとり親家庭の自立支援の推進
		(3) 障害のある子どもへの支援の充実
		(4) 外国につながる子どもへの支援の充実
(5) 子どもの貧困対策の推進		

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域における切れ目ない子育て支援の推進

#### (1) 育児相談、情報提供体制の充実

##### ① 子育てに関する情報提供体制の充実

子育て支援を推進するため、総合的な庁内の情報提供体制を整備し、市窓口や子育て関連広報媒体、市のホームページ等、様々な情報媒体を通じて利用者の視点に立った情報提供の充実に努めます。

施策名	内容
子育て支援庁内連絡会議の推進	子ども・子育て会議及び子ども・子育て支援事業推進委員会を開催しています。今後も開催回数を維持しながら庁内の連携体制の強化に努めます。
【新規】 「子育て応援ガイドブック」の配布	妊娠・出産から子育てまで幅広い子育て支援の情報をまとめた「子育て応援ガイドブック」を保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、医療機関、歯科医院、公民館、保健センター等に設置し、子育てに関する制度や相談窓口等の紹介を行います。
【新規】 「A i o i いくなび」の充実	妊娠から出産、育児までをフルサポートできる子育て応援アプリ「A i o i いくなび」の周知と充実に努めます。
ホームページの充実	子育て元気課の所管する事業に関して、市ホームページを活用して情報提供を随時行っており、引き続き情報提供に努めます。
【新規】 利用者支援事業・	子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付\*」に関わる施策

##### ② 相談体制の整備・拡充

気軽に利用できる窓口や適切な助言、サービスの調整を実施するため、子育て支援事業として子育ての支援拠点を整備するとともに、電話での相談や地域の担い手による相談活動等、利用者のニーズや利用の増加に対応した相談体制の整備を推進します。

施策名	内容
健康110番	電話により、乳幼児の健康・保育に関する相談を行います。
なんでも健康相談	乳幼児の健康・保育に関する相談や健康づくり全般に関し、面接による相談を随時、個別に行います。

施策名	内容
子育て学習活動推進事業・	子育て学習センターにおいて、子育ての悩みや不安解消の相談活動を通じ保護者の支援を行います。相談件数が増加しており、相談内容に合った支援や機関につなげます。
家庭児童相談室の機能強化	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るために、家庭児童相談員を2名体制で配置することで、家庭児童相談室の機能強化に努めます。
地域子育て支援拠点・	ひろば型の子育て支援拠点として、子育て家庭に対し、育児不安の相談・指導、育児支援事業を実施します。相談件数が増加しており、相談内容に合った支援や機関につなげます。
子育て支援コーディネーターの配置・	現在、子育て支援コーディネーターを1名配置しています。今後も、子育ての悩みや不安に関する相談件数の増加が予測されるため、専門職としての配置を検討します。
民生・児童委員*、主任児童委員の周知・連携	地域において支援を必要とする子ども・妊産婦・ひとり親家庭・貧困家庭等について、要保護児童対策地域協議会等を通じて、民生・児童委員、主任児童委員と情報を共有し、連携の強化に努めます。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

### ③ 専門的な相談の充実

社会的な状況の変化等により、より専門的なニーズを求めた相談が増加しており、障害に関する巡回相談や不妊相談等、適切に対応できるように努めます。

施策名	内容
不妊相談の周知	不妊専門相談や不妊治療費助成事業の啓発、パンフレットの提供を行います。
5歳児発達相談兼発達巡回相談	保育所・幼稚園・認定こども園において巡回相談を実施し、発達が気になる子どもの早期発見・早期支援等に努めるとともに、幼児期から学童期へ子どもを引き継ぐことができるように支援します。
親子教室	健康診査等で発達に遅れがあると疑われる幼児と保護者を対象に、親子遊び等を通して、集団生活適応のための指導、助言を行うとともに、幼児の発達を支援します。
子どもの心と言葉の相談	主に精神面で検査等の支援が必要な乳幼児・児童に対し、個別相談・発達検査を実施します。
発達障害児療育事業	発達障害のある子ども、発達障害の疑いのある子ども及び保護者に対して発達相談を実施し、必要な子ども等に対し個別療育事業（PT、OT、ST）や集団療育（あすなる園）を行います。
【新規】 障害者基幹相談支援センターの設置	身体・知的・精神障害のある人（児）等やその家族の方を対象に、障害福祉について経験や知識がある相談支援員が相談を受け、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用援助、障害のある人（児）等の権利擁護のために必要な援助等を行います。

#### ④ 親支援に関する教育機会の充実

育児に関する正しい知識や情報を広めるため、子育て講座・講習等、子育てに関する学習の機会の充実を図るとともに、事業が周知されるようリーフレットの活用等、幅広い情報提供に努めます。

施策名	内容
幼児教育センターの充実	家庭での教育力の充実・支援のため、山手幼稚園内に幼児教育センターを設置し、相談等について随時対応します。
地域子育て支援拠点・(再掲)	ひろば型の子育て支援拠点として、子育て家庭に対し、育児不安の相談・指導、育児支援事業を実施します。相談件数が増加しており、相談内容に合った支援や機関につなげます。
子育て学習活動推進事業・(再掲)	子育て学習センターにおいて、子育ての悩みや不安解消の相談活動を通じ保護者の支援を行います。相談件数が増加しており、相談内容に合った支援や機関につなげます。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

## (2) 多様な子育て支援の充実

### ① 地域子育て支援拠点の充実

乳幼児またはその保護者が、社会から孤立したりストレスを感じたりすることなく子育てができるよう、保護者同士が相互に交流できる場所を提供し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助ができるよう努めます。

また、地域で活動する主任児童委員等と連携を深め、閉じこもりがちな保護者への働きかけを推進します。

施策名	内容
地域子育て支援拠点・(再掲)	ひろば型の子育て支援拠点として、子育て家庭に対し、育児不安の相談・指導、育児支援事業を実施します。相談件数が増加しており、相談内容に合った支援や機関につなげます。
子育て学習活動推進事業・(再掲)	子育て学習センターにおいて、子育ての悩みや不安解消の相談活動を通じ保護者の支援を行います。相談件数が増加しており、相談内容に合った支援や機関につなげます。
まちの子育てひろばの充実	親子の居場所づくり、育児負担軽減、仲間づくりや情報交換をしやすい地域の拠点として、まちの子育てひろばの充実に努めます。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

## ② 子育て支援サービスの充実

専業主婦やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援が充実されるよう、利用者の増加に対応できる体制を整備するとともに、利用者が少ない事業に関してはさらなる情報提供に努めます。

施策名	内容
ファミリー・サポート・センター事業・	「育児の手助けをしてほしい人」と「育児の手助けができる人」が会員となり、子どもを預けたり、預かったり、育児相互援助活動を行うことにより、子育てがしやすい環境をつくります。より活発に事業を展開できるよう、子育て広場や子育て学習センター活動での情報提供、広報誌やホームページでの情報提供に努めます。
一時預かり事業・	保護者の疾病等により、家庭において一時的に保育が困難となった乳幼児を、保育所等において一時的に保育します。
子育て家庭ショートステイ事業・	保護者が疾病等で子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において子どもの養育・保護を行います。子どもの安全を守るためにも事業を継続して実施します。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）・	生後2か月までの新生児・乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、児の成長発達や保護者の心身の状況、養育環境を把握し、保健師が相談や助言等を行うことで、児とその保護者の援助を行います。
養育支援訪問事業・	要保護世帯に対して妊娠期から出産、育児にわたり、継続的に各関係機関との連携のもとに支援を行い、その家庭内で児が適切な環境のもとに養育を受けられているかを確認し、保護者等に相談・指導等の適切な支援を行います。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

## ③ 子育て家庭の経済的支援（費用負担軽減）

子どもを養育している家庭においては、心理的・身体的な負担のみならず、養育費や教育費、医療費等の経済的負担が大きくなっているため、乳幼児等医療費の助成やひとり親家庭への経済的支援等、子育て家庭において経済的負担が軽減されるよう努めます。

施策名	内容
乳幼児等医療費の助成	小学3年生までの乳幼児等医療費の自己負担分を助成し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。
こども医療費の助成	小学4年生から中学3年生までの児童・生徒の医療費の自己負担分を助成し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

施策名	内容
児童手当の支給	中学校修了までの子どもを養育している人に支給します。
【新規】 子育てのための施設等 利用給付*の円滑な実 施の確保・	子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行います。
重度障害者（児） 医療費の助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人（児）に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。
重度心身障害者（児） 福祉年金の支給	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、身体障害者手帳2級及び療育手帳B1または精神障害者保健福祉手帳2級判定、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人（児）に支給します。
障害児福祉手当の支給	障害により生じる特別な負担の軽減を図るため、在宅の20歳未満の重度障害のある子どもに対して手当を支給します。
重度心身障害者（児） 介護手当の支給	重度身体障害のある人（児）及び重度知的障害のある人（児）の内、在宅で6か月以上常時、臥床または同様の状態にある人を介護している人に支給します。
特別児童扶養手当の 支給	身体または精神に重度・中度の障害のある20歳未満の子どもの養育者に手当を支給します。
心身障害児童 就学奨励金の支給	特別支援学校（盲・聾・養護学校）に就学する心身障害のある児童・生徒の保護者に支給します。
母子家庭等医療費の 助成	母子家庭の母子、父子家庭の父子、父母のいない子どもに対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。
自立支援等医療費の 助成	18歳までの子どもの自立支援や小児慢性特定疾患にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します。
児童扶養手当の支給	18歳までの子どもを監護する母または父、または父母が監護しないときは、その子どもの養育者に対して手当を支給します。
生活困窮家庭児童・生徒 の修学旅行援助の実施	「生活保護法」により保護を受けている世帯等に対し、修学旅行の準備に要する経費の一部を支給します。
交通遺児奨励金の支給	「学校教育法」第1条の学校に就学する児童・生徒で交通事故によって保護者を失った人に支給します。
就学援助事業	要保護及び準要保護世帯の小・中学校の児童・生徒の学資の一部を支給します。
奨学金の支給	経済的理由により修学が困難な人に対し、高等学校または高等専門学校で教育を受ける機会を与えるため、学資の援助を行います。
出産祝金支給事業	出生時に本市に住所のある出生児の保護者に対し、出産祝金を支給します。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策



施策名	内容
子育て応援券交付事業	3歳未満の子どもをもつ保護者に対し、誕生日から3年間有効の子育て支援サービスに利用できる応援券を支給します。
ファミリー・サポート・センター利用料の補助	低所得者、ひとり親家庭等の人に対し、ファミリー・サポート・センター利用料を補助します。
市立小・中学校通学費無料化事業	バスを利用する児童・生徒に対して、通学費を全額補助します。
未熟児養育医療給付事業	未熟児に対し、指定医療機関において養育医療の給付を行います。
市立幼稚園、小・中学校給食費無料化事業	市内在住の園児・児童・生徒（特別支援学校通学者含む）を対象に、給食代を全額助成し無料とします。
【新規】副食費補助事業	保育所または認定こども園等に在所または在園する3歳以上の園児にかかる副食費の一部を助成します。
【新規】不育症治療費の補助	不育症と医師に認められた夫婦に対し、治療費を助成します。

#### ④ 地域の子育てグループ活動への支援

育児ストレスや不安感等を抱える保護者が気軽に参加できるよう、身近な場所において自主的な子育てグループの結成を促すとともに、育児情報提供の充実や専門スタッフの派遣を行います。

施策名	内容
専門スタッフ派遣事業の充実	まちの子育てひろばに専門スタッフ（市の保健師、栄養士等）を派遣し、適切なアドバイスを行い、育児ストレスや不安感等を抱える保護者の支援を行います。
まちの子育てひろば活動の支援	まちの子育てひろばの充実を図り、定着を促進するため、まちの子育てひろばへの助成や支援を行います。

### （3）多様な保育サービスの充実

#### ① 保護者ニーズに応じた保育サービスの充実

保育サービスについては、保護者の就労等による意向を踏まえて整備することが必要であるため、保育ニーズの把握に努め随時検討を行うとともに、延長保育や一時預かり等、多様な保育サービスを継続して実施します。

施策名	内容
乳児保育事業	乳児の福祉増進を図るため、保育所等において適切な保育条件のもとで乳児保育を実施します。
延長保育事業・	延長保育を必要とする保護者の要望に対応するため、午後7時までの延長保育を実施します。
休日保育事業	休日に保護者の勤務等により、子どもの保育が必要な場合に対応するため、休日保育事業を実施します。
一時預かり事業・ (再掲)	保護者の疾病等により、家庭において一時的に保育が困難となった乳幼児を、保育所等において一時的に保育します。
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育の需要に対応するため、医療機関や保育施設等において病気の子どもを一時的に保育できる体制の整備を進めます。
障害児保育事業	障害のある子どもの保育体制を整え、円滑な受け入れを推進します。
子育て家庭ショートステイ事業・ (再掲)	保護者が疾病等で子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において子どもの養育・保護を行います。子どもの安全を守るためにも事業を継続して実施します。
市立幼稚園預かり保育事業	通常保育時間終了後、教育活動の一環として実施園に通う4・5歳児を対象に、無料で実施します。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

## ② 保育体制の充実

途中入所者について、保護者が希望する保育所等への入所が困難な場合があるため、地域の特性に応じた保育体制の整備に努めます。

施策名	内容
保育体制（保育所等）の整備・	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。保育ニーズの把握に努め、地域特性に応じた保育所等の効率的な整備を進めます。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

## ③ 安心して快適な保育環境の整備

安全で快適な保育環境を確保するため、保育施設の改修や設備維持等の整備を進めるとともに、多様な保育サービスへ対応できる保育所等の整備も検討します。

施策名	内容
保育環境の整備	安全で快適な保育環境となるよう、必要に応じて施設の改修・整備を行います。保育所等の耐震化についても、耐震診断の結果に基づき、整備を進めます。

#### ④ 保育サービスの質の向上

保育サービスの利用者による選択、または子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心確保の観点から、保育サービスに関する情報提供や研修機会の充実、サービス評価（実施状況）等の仕組みの導入を進めます。

施策名	内容
保育の質の向上	保育の質の向上、保育士の専門性の向上・質の向上を図るため、研修の実施を進めます。
保育サービスの第三者評価制度の導入	保育サービスの質を確保するため、第三者による保育サービス評価の実施を検討します。

#### ⑤ 放課後児童対策の推進

本市では放課後児童の健全育成を図るため、地域における放課後児童健全育成事業（学童保育）や放課後子ども教室を推進するとともに、地域の特性を活用した取り組みの実施や体制づくり、質の確保に努めます。

施策名	内容
放課後児童健全育成事業（学童保育）	小学生（1～6年生）を対象に、放課後に保育が必要な児童の保育を実施します。今後、預かり時間の延長を図るなど、利用者が利用しやすい体制を整えるよう努めます。
放課後子ども教室推進事業	小学生（1～6年生）を対象に、放課後に児童が安全で健やかにすごせる活動場所を確保します。また、近年、ボランティアが減少していることから、さらなる周知と人材確保を図ります。
【新規】 放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業の連携	親の就労状況に関わらず、すべての小学生が放課後子ども教室のプログラムに参加できるよう、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業の連携を図ります。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

## (4) 子育て支援ネットワークの推進

### ① 民生・児童委員、主任児童委員等の活動の周知と連携強化

市や子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、地域の窓口となる民生・児童委員や主任児童委員等の活動に関する情報提供に努めます。

また、児童虐待の早期発見を行うため、民生・児童委員や主任児童委員との連携強化を図ります。

施策名	内容
民生・児童委員、主任児童委員の周知・連携（再掲）	地域において支援を必要とする子ども・妊産婦・ひとり親家庭・貧困家庭等について、要保護児童対策地域協議会等を通じて、民生・児童委員、主任児童委員と情報を共有し、連携の強化に努めます。

### ② 保育所・幼稚園・認定こども園の子育て支援機能の推進

保育所等が子育て中の家庭にとって最も身近な子育て支援の場となるよう、相談事業や交流事業を推進します。また、保育所等を利用していない子育て家庭に対しても、気軽に利用できるよう事業の情報提供に努めます。

施策名	内容
地域交流活動の推進	保育所・幼稚園・認定こども園において、地域と交流し、地域の需要に応じた幅広い活動を推進します。
地域子育て支援拠点・（再掲）	ひろば型の子育て支援拠点として、子育て家庭に対し、育児不安の相談・指導、育児支援事業を実施します。相談件数が増加しており、相談内容に合った支援や機関につなげます。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

### ③ 子育て支援ネットワークの構築

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供することが可能となるよう、また、サービスの質の向上を図るため、相生市子育てネットワーク推進協議会の活動の充実に努めます。

施策名	内容
相生市子育てネットワーク推進協議会の充実	行政、子育て支援団体が協働し、地域ぐるみで子育て家庭を支援するネットワークづくりの充実に努めます。

## 基本目標 2 仕事と子育てとの両立の推進

### (1) 就労環境の整備

#### ① 仕事と子育てとの両立を推進するための意識啓発

仕事と生活の調和の実現に向け労働者や事業主、地域住民の理解を促進するため、関係機関と連携を図りながら広報・啓発に努めます。

施策名	内容
仕事と子育てとの両立を推進するための意識啓発	相生商工会議所、ハローワーク相生等と連携を図りながら、子ども・子育て支援新制度*におけるワーク・ライフ・バランスの理解を促進するため広報・啓発に努めるとともに、ポスター・パンフレット等の掲示による情報提供を行います。

#### ② 職場復帰や再就職に向けた支援の充実

育児休業取得後の職場への復帰や退職後の再就職を支援するため、支援情報コーナーを設置し、女性の就職に関する講座や研修会等を関係機関と連携し実施します。

施策名	内容
職場復帰や再就職に向けた支援	妊娠・出産・育児等の理由により退職した人の職場復帰や再就職に向けた、パンフレット等の支援情報コーナーの設置を推進します。

#### ③ 地域における両立支援のための基盤整備

女性の社会参加の高まり、就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支援する基盤整備等、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

施策名	内容
乳児保育事業（再掲）	乳児の福祉増進を図るため、保育所等において適切な保育条件のもとで乳児保育を実施します。
延長保育事業・（再掲）	延長保育を必要とする保護者の要望に対応するため、午後7時までの延長保育を実施します。
休日保育事業（再掲）	休日に保護者の勤務等により、子どもの保育が必要な場合に対応するため、休日保育事業を実施します。
子育て家庭ショートステイ事業・（再掲）	保護者が疾病等で子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において子どもの養育・保護を行います。子どもの安全を守るためにも事業を継続して実施します。

施策名	内容
一時預かり事業・ (再掲)	保護者の疾病等により、家庭において一時的に保育が困難となった乳幼児を、保育所等において一時的に保育します。
病児・病後児保育事業 ・(再掲)	病児・病後児保育の需要に対応するため、医療機関や保育施設等において病気の子どもを一時的に保育できる体制の整備を進めます。
放課後児童健全育成 事業(学童保育)・ (再掲)	小学生(1～6年生)を対象に、放課後に保育が必要な児童の保育を実施します。今後、預かり時間の延長を図るなど、利用者が利用しやすい体制を整えるよう努めます。
ファミリー・サポー ト・センター事業・ (再掲)	「育児の手助けをしてほしい人」と「育児の手助けができる人」が会員となり、子どもを預けたり、預かったり、育児相互援助活動を行うことにより、子育てがしやすい環境をつくります。より活発に事業を展開できるよう、子育て広場や子育て学習センター活動での情報提供、広報誌やホームページでの情報提供に努めます。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

## (2) 男女共同参画の推進

### ① 男女共同参画による子育て意識の啓発

家庭等において子育てをすることの大切さを啓発するために、各種講座や講演会等を開催します。特に男性の参加を促進するため、参加しやすい内容や開催日時に配慮します。

施策名	内容
男性の育児参加の促進	男性の育児参加を促すため、男性対象の料理教室や男性も参加しやすい講座や教室を開催します。
子育て学習活動推進 事業・(再掲)	子育て学習センターにおいて、子育ての悩みや不安解消の相談活動を通じ保護者の支援を行います。相談件数が増加しており、相談内容に合った支援や機関につなげます。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

### ② 「相生市男女共同参画プラン」の推進

男女がともに自立し、責任を分かち合う対等なパートナーシップを確立し、豊かで充実した生活を送ることができる社会を実現するため、「相生市男女共同参画プラン」に則した取り組みを推進します。

施策名	内容
「相生市男女共同参画 プラン」の推進	男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画の分野で活動するあいおい男女共同参画ねっと「權」と協働で、市民の意識啓発を推進するためセミナーを開催します。

## 基本目標 3 母親や乳幼児等の健康確保と増進

### (1) 母子保健対策の充実

#### ① 妊娠期からのサポートの充実

子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで、保健師による相談や訪問等、切れ目ないサポートを提供します。

施策名	内容
【新規】 母子健康手帳の交付	保健師がすべての妊婦と面接し、体調や出産、育児について相談を受けます。
【新規】 妊婦訪問	必要に応じて、保健師が家庭訪問をします。

#### ② 健康診査事業の充実

乳幼児を対象に、疾病や障害の早期発見・早期対応を図るため健康診査を行います。

また、健康診査の未受診者に対し、受診勧奨を進めることで、受診率の向上を目指し、訪問指導等により対象者全員の健康状態等の把握に努めます。

さらに、健康診査等を活用し、保健指導や子育て等に関する悩み相談を実施するとともに、親の健康状態や育児状況等の把握を行い、安心して健全な子育てができるよう内容の充実に取り組みます。

施策名	内容
4か月児健康診査	3～5か月の乳児に対し、「母子保健法」に基づき、健康診査を実施します。
1歳6か月児健康診査	1歳6～8か月の幼児に対し、「母子保健法」に基づき、健康診査及び歯科健診を実施します。また、個別相談を行うことにより、早期発見・早期支援に努めます。
3歳児健康診査	3歳5～7か月の幼児に対し、「母子保健法」に基づき、健康診査及び歯科健診を実施します。また、個別相談を行うことにより、早期発見・早期支援に努めます。
妊婦健康診査費補助事業・	妊婦健康診査にかかる費用を助成します。
【新規】 妊婦歯科健康診査の助成事業	安定期（妊娠5～7か月以降）の妊婦に対し、歯科健康診査、歯科保健指導及びブラッシング指導を受ける費用を助成します。
【新規】 産婦健康診査補助事業	産婦健診にかかる費用を助成します。

施策名	内容
【新規】 新生児聴覚検査費補助 事業	新生児聴覚検査の検査費用の一部を助成します。
2歳児歯科健康診査	2歳5～8か月児に対し、「母子保健法」に基づき歯科健診を実施します。
10か月児相談	10か月の乳児の保護者に対し、保健指導、栄養指導及び歯科保健指導を実施します。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

### ③ 疾病や障害の早期発見・治療・療育支援体制の充実

障害の早期発見・早期治療・早期療育を図るとともに、子どもの問題を保護者と共有するため、保育所や保健センター等の関係機関と連携し、保護者の相談に対応できるよう努めます。

施策名	内容
5歳児発達相談兼 発達巡回相談（再掲）	保育所・幼稚園・認定こども園において巡回相談を実施し、発達が気になる子どもの早期発見・早期支援等に努めるとともに、幼児期から学童期へ子どもを引き継ぐことができるように支援します。
親子教室（再掲）	健康診査等で発達に遅れがあると疑われる幼児と保護者を対象に、親子遊び等を通して、集団生活適応のための指導、助言を行うとともに、幼児の発達を支援します。
子どもの心と言葉の 相談（再掲）	主に精神面で検査等の支援が必要な乳幼児・児童に対し、個別相談・発達検査を実施します。
【新規】 産後ケア事業	産後1年未満の産婦、生後1年未満の児で、家族等から十分な家事や育児等の援助が受けられない方に対して、医療機関や助産所において、心身のケアや育児のサポート等を行います。
発達障害児療育事業 （再掲）	発達障害のある子ども、発達障害の疑いのある子ども及び保護者に対して発達相談を実施し、必要な子ども等に対し個別療育事業（PT、OT、ST）や集団療育（あすなる園）を行います。
【新規】 障害者通所サービスの 提供	障害のある子ども、発達障害の疑いのある子どもに対して、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援サービスを提供します。
【新規】 障害者基幹相談支援 センターの設置（再掲）	身体・知的・精神障害のある人（児）等やその家族の方を対象に、障害福祉について経験や知識がある相談支援員が相談を受け、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用援助、障害のある人（児）等の権利擁護のために必要な援助等を行います。



#### ④ 訪問指導の推進

育児不安の解消や子どもの養育を支援するため、問題の予防や早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し支援を行います。また、子育て家庭への訪問では、児童虐待の早期発見の役割も担うため、訪問スタッフの研修等による質の向上を図ります。

施策名	内容
妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦及び経過観察の必要な乳幼児とその保護者に対して、保健師が訪問し、相談・指導等、継続的に支援を行います。
新生児訪問指導	すべての新生児に対し、保健師が家庭を訪問し、訪問指導を実施します。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)・(再掲)	生後2か月までの新生児・乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、児の成長発達や保護者の心身の状況、養育環境を把握し、保健師が相談や助言等を行うことで、児とその保護者の援助を行います。
養育支援訪問事業・ (再掲)	要保護世帯に対して妊娠期から出産、育児にわたり、継続的に各関係機関との連携のもとに支援を行い、その家庭内で児が適切な環境のもとに養育を受けられているかを確認し、保護者等に相談・指導等の適切な支援を行います。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

#### ⑤ 食育の推進

食事の偏り、朝食の欠食、家族そろった食事の機会の減少等に対して、乳幼児期からの健全な食生活習慣を確立する必要があります。「相生市食育推進計画」に基づき、保護者に対して食に関する正しい知識を普及・啓発するとともに、乳幼児健診等での健康相談や啓発用のリーフレットを作成します。

施策名	内容
離乳食教室	3～5か月の乳児とその保護者に対し、離乳食に関する集団及び個別指導・調理実習を実施するとともに、乳幼児健康診査、相談事業で食に関する正しい知識の普及・啓発を行います。
保育所・幼稚園等における食育の推進	地域の農業者と菜園活動等を通じて交流を図り、地産地消の推進を図ります。また、食に関する団体と食育教室等を実施し交流を図り、おたよりを通じて家庭に食に関する情報を発信します。

## ⑥ 予防接種の推進

予防接種の意義や重要性及び疾病に対する正しい知識の普及に努め、予防接種を受けやすい環境の整備や予防接種実施の場所・日時の周知を図ります。

施策名	内容
定期予防接種	市内医療機関にて個別で通年実施します（４種・２種混合、風疹、麻疹、MR、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、子宮頸がん）。
【新規】 ３種混合予防接種	小学校就学前１年間に該当する幼児で、定期予防接種として４種混合予防接種の第１期の追加接種から６か月以上経過している幼児に対し、３種混合の予防接種費用の一部を助成します。
【新規】 任意予防接種	風疹に罹患したことがなく、風疹の定期予防接種が２回未満の「妊娠を希望する女性」及び「抗体が不十分な妊婦の同居家族」に対して、抗体検査と接種費用の一部を助成します。
【新規】 骨髄移植等の予防接種 の再接種	骨髄移植等（骨髄移植、末梢血管細胞移植）により、定期予防接種を通じて得られていた免疫が低下または消失し、再接種が必要と医師に認められた２０歳未満の方に対して、再接種にかかる費用を助成します。

## ⑦ 子どもの事故防止の啓発

幼児健康診査や健康相談、訪問指導等において、パンフレットを配布します。また、個別指導により、誤飲・転倒・やけど等、子どもの事故防止のための啓発を行います。

施策名	内容
事故防止の啓発	新生児訪問指導、４か月、１歳６か月、３歳児健康診査時にパンフレットを配布し、子どもの事故防止の啓発を行います。

## (2) 思春期保健対策の整備

### ① 性に関する健全な意識の育成と正しい知識の普及

思春期における性の問題に対応するため、子どもの発達段階を踏まえつつ、性に関する健全な意識づくりや各種感染症の予防、エイズに関する指導を含む性教育を実施します。

施策名	内容
性教育の実施	小・中学校における学級活動や保健体育の時間に、生命の尊さや男女の性差の正しい理解ができるよう性教育を実施します。

## ② 思春期相談の充実

思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術をもった担当者の確保を図るとともに、不安や悩みをもつ児童・生徒が気軽に相談できるよう周知を行います。

施策名	内容
スクールカウンセラー等の配置	暴力行為、いじめ、不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決のため、「心の専門家」である臨床心理士等を配置し、学校等における教育相談体制の充実を図ります。
思春期相談の実施	パンフレットを窓口等へ設置するなど、健康福祉事務所が行う思春期相談事業の周知を行います。
家庭児童相談室の機能強化（再掲）	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るために、家庭児童相談員を2名体制で配置することで、家庭児童相談室の機能強化に努めます。

## (3) 小児医療の整備

### ① 小児医療体制の整備

子育て中の親にとって大きな心配ごとの一つは、子どもの急病やけがであり、乳幼児をもつ親の小児救急医療への期待の高まりが指摘されています。そのため、休日や夜間、救急の医療を受けられるように、医師会や医療圏域の医療機関との連携を深めます。また、医療環境の向上・継続のために、子育て家庭に向け正しい受診に関する啓発を行います。

施策名	内容
小児科救急医療対応病院群輪番制運営事業	救急業務の初期医療を行う医療機関では、処置が困難な小児科救急患者診療について広域体制をとり、輪番制方式（2病院）で実施します。
正しい受診に関する啓発	新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業において、パンフレットの配布や小児救急電話相談の利用を促進し、正しい受診に関する啓発を行います。

## 基本目標 4 子どもにやさしい環境整備の充実

### (1) 生活環境の整備

#### ① 福祉のまちづくりの推進

妊産婦や子ども連れでも安心して外出できるすべての人にやさしいまちづくりを推進するため、不特定多数の人が利用する建物へのスロープやエレベーターの設置、歩道の段差の解消等、バリアフリー化に努めます。また、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」に取り組みます。

施策名	内容
「福祉のまちづくり重点地区整備計画」の推進	「福祉のまちづくり重点地区整備計画」に基づく整備計画を推進し、すべての人にとって利用しやすいまちづくりに努めます。誰もが主体的に支え合って暮らせるユニバーサル社会づくりを推進します。
妊産婦に対する配慮の意識啓発	「マタニティマーク入りキーホルダー」の配布や啓発ポスターを掲示し、妊産婦への配慮の意識啓発を行います。

#### ② 子ども連れでも外出しやすい環境の整備促進

小さな子ども連れでも気兼ねなく外出できるよう、赤ちゃんの駅事業を推進するとともに、地域社会全体で子育て家庭を支援するといった気運を育めるよう地域住民への意識啓発を行います。また、安全・安心な歩行空間の改良に努めます。

施策名	内容
歩道改良の推進	各小・中学校における点検結果を基に、通学路安全対策協議会を開催し、関係機関と連携した危険箇所への対応の決定・共有を行います。
赤ちゃんの駅事業の推進	乳幼児を抱える保護者が外出中にオムツ替えや授乳等で立ち寄ることができるよう保育所、公共施設、まちの駅等を「赤ちゃんの駅」に指定し、地域社会全体で子育てを支援する取り組みを推進します。

### ③ 子育てに適した住環境等の整備

子どもと保護者が安心してのびのび遊べるよう、公園の整備や遊具の設置を行うとともに、家庭を築き子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるよう居住環境整備への支援を行います。

施策名	内容
都市公園の整備	公園に設置されている遊具について、定期的に点検整備を行い、安全を確保します。また、地域住民と協働で、公園の清掃等、公園の美化・環境整備を実施します。
子どもの遊び場設備等補助交付金の推進	地域の団体が設置管理する子どもの遊び場の遊具等の設置に対する助成を行います。
住宅取得奨励金交付事業	市内に住宅を新築または購入した世帯（申請者が40歳未満で夫婦または子どもを養育している家族）に対し、奨励金を交付します（中古住宅の購入は除く）。

## (2) 子どもの安全・安心体制の整備

### ① 交通安全対策の推進

交通法規違反、マナー欠如による自転車事故等が増加しており、子どもを交通事故の危険から守るため、引き続き交通安全教室を行うとともに、地域住民に対しても交通マナー向上のための啓発に努めます。

施策名	内容
子ども交通安全教室	警察・交通安全協会と連携し、市内の保育所・幼稚園・認定こども園、小学校の園児・児童を対象に、特に小学1年生の事故発生率が高いことを踏まえ、交通安全教室を実施します。
自転車安全教室	警察・交通安全協会と連携し、毎年全小学校の小学3年生を対象に、自転車安全教室を実施します。
乳幼児交通安全教室	子育て学習センターやファミリー・サポート・センター等乳幼児の保護者を対象とした研修会で、警察と連携し、乳幼児救命救急講座やAED講習等の教室を実施します。

## ② 防犯対策の推進

子どもが犯罪の被害に遭う事件が後を絶たず、保護者や子ども等にも不安が広がっており、子どもが犯罪の被害に遭わない地域づくりが必要です。関係機関や団体と連携した防犯活動を行います。

施策名	内容
青色回転灯装着車運行事業の推進	犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、市民が協力し結成した「防犯グループ」等の活動を支援します。
子どもを守る110番事業	通学・帰宅途上の犯罪等の危険から小・中学校の児童・生徒を守るため、防犯協会、地域住民、事業所と協力し、「こどもを守るまちなか」ののぼりや「子ども110番」の小旗を設置し、防犯の啓発を行います。

## ③ 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや親への支援を行うため、学校や関係機関との連携に努めます。

施策名	内容
スクールカウンセラー等の充実	暴力行為、いじめ等の被害に遭った児童・生徒への対応のため、「心の専門家」である臨床心理士等を配置し、校内の生徒指導体制をより充実させ、児童・生徒の内面理解に基づいた指導力の向上を図ります。
家庭児童相談室の機能強化（再掲）	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るために、家庭児童相談員を2名体制で配置することで、家庭児童相談室の機能強化に努めます。

## 基本目標 5 教育環境の整備と健全育成の充実

### (1) 未来の親の育成

子どもを産み育てることの意義や、子ども・家庭の大切さを理解できるよう、学校や家庭、地域と連携し、保育所・幼稚園等での職場体験における乳幼児とのふれあいの機会を充実します。

施策名	内容
トライやる・ウィーク	中学2年生を対象に、様々な体験活動を実施することにより、地域で学び、自分を見つめ、他人を思いやる心情を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」を育むことを目指す学校教育活動を推進します。

### (2) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実

#### ① 基礎となる学力の定着と向上

地域に根ざした学校づくりを進め、教育方法・内容の向上に向けて検討し、子ども一人ひとりの個性に応じた資質や能力を育めるよう、基礎となる学力の定着と向上を図ります。

施策名	内容
ぐんぐん学力アップ事業	児童・生徒の学力の状況を把握し、小・中学校の児童・生徒の基礎学力の定着を図ります。
相生っ子学び塾事業	子どもの基礎学力の定着、勉強の習慣づけに向け、地域住民の協力のもと、基礎学力の向上や自ら学びたいと考えている子どもを対象に、放課後等において学び塾を開設しています。

#### ② 豊かな心の育成

いじめや不登校といった問題に対応するため、スクールカウンセラーを活用するとともに、問題の多様化や増加に対応できるように、関係機関との連携や教職員の質の向上に努めます。

施策名	内容
スクールカウンセラー等の配置（再掲）	暴力行為、いじめ、不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決のため、「心の専門家」である臨床心理士等を配置し、学校等における教育相談体制の充実を図ります。
適応教室	小・中学校の不登校児童・生徒に対して、心のケアを中心に生活面と学習面の指導にあたりるとともに、生け花教室、料理教室、野外活動等を行うなど、児童・生徒の学力の保障、自立心や社会性、協調性の発達・成長を図ります。

### ③ 体験的な学習機会の充実

社会環境の変化に柔軟に対応ができるよう、体験的な学習機会を充実させるとともに、地域や学校との連携・協力を得て地域全体で取り組みを推進します。

施策名	内容
環境体験	小学3年生を対象に、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、自然の中で自然とふれあう体験型環境学習を実施します。
自然学校	小学5年生を対象に、心身ともに調和のとれた健全な児童の育成を図るため、豊かな自然環境の中で集団宿泊生活を通じて自然とのふれあい体験を実施します。
トライやる・ウィーク（再掲）	中学2年生を対象に、様々な体験活動を実施することにより、地域で学び、自分を見つめ、他人を思いやる心情を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」を育むことを目指す学校教育活動を推進します。
海の環境学習	小学校高学年児童を対象に、相生湾や播磨灘の海の自然環境を守り育てる活動として、関係団体と連携し里海づくりや体験型の学習を行います。

### ④ 地域に信頼される学校づくりの推進

市内の小・中学校に学校評議員を設置し、保護者や地域の人たちから学校運営に関する意見を聴き、教育への反映や地域全体で子どもを見守る意識の醸成を図るとともに、小・中学校での自己評価（実施状況）の実施やホームページ等情報公開を充実させ、開かれた学校づくりに努めます。

施策名	内容
オープンスクール	オープンスクールを全小・中学校で実施し、学校の情報公開を充実し、開かれた学校づくりに努めます。



### (3) 幼児教育の充実

#### ① 幼児教育の質の向上

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎となるため、研修等による質の向上、指導力の向上に努め、保育所・幼稚園・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上を図ります。

また、保育所・幼稚園・認定こども園の連携を強化し、それぞれの機能を生かした教育の充実を図ります。

施策名	内容
幼児期の教育体制（幼稚園）の整備・	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を目的に3歳児保育を先行的に実施するなど幼児教育の充実を図ります。
認定こども園の充実・	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の充実を図ります。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

#### ② 幼児教育と小学校教育の連携強化

子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な連続性を図る必要があります。そのためには、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校の相互理解を図るとともに、児童の交流活動や職員に対する研修の機会を設けます。

施策名	内容
幼児教育センターの充実（再掲）	家庭での教育力の充実・支援のため、山手幼稚園内に幼児教育センターを設置し、相談等について随時対応します。
保育所・幼稚園・認定こども園との交流活動の推進	保育所・幼稚園・認定こども園の幼児と小学校児童の交流活動を実施します。

## (4) 健全育成の充実

### ① 子どもの居場所づくりの推進

子どもの減少は、遊びを通じての仲間づくりや社会性の発達にも影響があります。すべての子どもを対象に、放課後に地域住民の協力を得て、学習や様々な体験活動を行うことができる居場所づくりとして、放課後子ども教室推進事業を推進します。また、地域全体で子育てを推進するという観点から、地域住民への啓発とボランティア指導員の確保に努めます。

施策名	内容
放課後子ども教室推進事業（再掲）	小学生（1～6年生）を対象に、放課後に児童が安全で健やかにすごせる活動場所を確保します。また、近年、ボランティアが減少していることから、さらなる周知と人材確保を図ります。

### ② 地域交流の場の充実

公民館等の公共施設をできるだけ子育て中の親子が利用できるように開放します。多くの人に参加できるように情報提供を行うとともに、親子と一緒に参加しやすい内容となるよう、ニーズの把握に努めます。

施策名	内容
公民館等の活用	親子で参加できる、子ども向けの講座を開催します。長期休業期間中は、子どもが参加する講座を中心に実施します。

### ③ 地域の伝統文化を学ぶ機会の充実

地域に伝わる伝統行事や祭り、文化財の保護活動を通じて、子どもたちが地域の伝統文化について学ぶ機会を提供し、地域文化の継承、発展に努めます。

施策名	内容
歴史民俗資料館の活用	歴史民俗資料館を利用し、資料館の展示物の内容の充実を図り、子どもたちに地域の伝統文化について学ぶ機会を提供します。ペーロン関係資料の展示等を行い、地域に残る伝統文化の紹介に努めます。

## (5) 家庭や地域の教育力の向上

### ① 家庭教育への支援

地域において、子育てに関する学習機会や情報提供、相談や専門的な人材の養成等、家庭教育に関する取り組みを関係機関が連携して行うとともに、親子を対象とした催しや学習の機会の充実に努めます。

施策名	内容
家庭教育学級の推進	家庭における基本的習慣や社会性、創造性を身につけさせるため、幼稚園、小・中学校でPTCA活動を実施し、実践発表会を開催するとともに、市内地域団体・行政関係との連携体制を強化します。

### ② 地域教育への支援

子どもが健やかに育つため、学校や家庭、地域が相互に連携し、社会全体で子どもを育てていく必要があります。子ども会活動や世代間交流活動、スポーツ活動等の推進を図り、地域の教育力の向上を目指します。

施策名	内容
子ども会への支援	相生市子ども会連絡協議会（市子連）への補助金の交付を行うとともに、加入団体を増やすために、市子連の存在アピールとPRに努めます。
スポーツクラブ21 ひょうご事業	子ども会活動や世代間交流活動、スポーツ活動等の推進を図り、地域の教育力の向上を目指します。

## (6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### ① 犯罪被害防止対策の啓発

子どもの犯罪被害が増加しており、犯罪へ巻き込まれることを未然に防止するために、インターネットや携帯電話の利用に対する教育を行うとともに、家庭に対しても有害情報のフィルタリングを利用するように啓発します。

施策名	内容
補導・育成活動の充実	青少年の非行を防止し、その健全な育成を図ることを目的に、補導活動や教育相談を実施します。また、臨床心理士による面接相談を月2回実施するとともに、職員による面接及び電話相談を随時行うなど、相談体制の充実を図ります。
【新規】 ケータイ・スマホ教室 の実施	携帯電話やスマートフォン、インターネットの利用にまつわるトラブルや依存傾向の防止を図るため、危機回避の方法やルール、マナーの大切さを学ぶ場を提供します。

### ② 関係機関等の連携強化による取り組みの推進

有害なメディアによる子どもへの悪影響が懸念されるため、関係機関・団体、PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関連業界に対する自主的措置の啓発に努めます。また、地域や学校、家庭における情報モラル教育を推進します。

施策名	内容
青少年健全育成活動の 推進	地域・学校・家庭が連携を強め、青少年の非行防止、安全確保に努めます。 有害な内容の出版物や不健全な施設等、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。

## 基本目標 6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実

### (1) 児童虐待防止対策の整備

#### ① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の推進

本市では児童虐待を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握することに努めます。また、虐待の早期発見には、民生・児童委員、主任児童委員等と積極的に連携を図るとともに、地域住民に対しても、児童虐待はあってはならないという意識づくりや虐待の通報義務の周知を図ります。

施策名	内容
【新規】 児童虐待防止の普及・啓発	母子健康手帳配布時や各種健診時の機会を活用し、保護者に対して子どもとの接し方や様々な困難への対処法を紹介するなど、体罰によらない子育てを推進します。
民生・児童委員、主任児童委員の周知・連携（再掲）	地域において支援を必要とする子ども・妊産婦・ひとり親家庭・貧困家庭等について、要保護児童対策地域協議会等を通じて、民生・児童委員、主任児童委員と情報を共有し、連携の強化に努めます。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）・（再掲）	生後2か月までの新生児・乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、児の成長発達や保護者の心身の状況、養育環境を把握し、保健師が相談や助言等を行うことで、児とその保護者の援助を行います。
家庭児童相談室の機能強化（再掲）	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るために、家庭児童相談員を2名体制で配置することで、家庭児童相談室の機能強化に努めます。
【新規】 2歳児訪問事業	2歳児のいる家庭を訪問し、保護者の不安や悩みを聴き、子育て情報の提供や支援が必要な家庭については必要なサービスにつなぐとともに、関係機関で継続的な支援を行うことにより、育児期の親の孤立感の軽減、育児不安の解消、虐待の早期発見・未然防止を図ります。
【新規】 児童虐待防止対策の充実	子ども及び妊産婦の福祉に関して、情報の提供や相談等を行う子ども家庭総合支援拠点（令和3年度中の設置予定）や子育て世代包括支援センター、利用者支援事業等、地域における切れ目ない子育て支援を活用し関係機関との連携を強化することで、虐待防止対策の充実を図ります。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

## ② 児童虐待のネットワーク化の推進

福祉関係者や医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを見守る支援体制である相生市要保護児童対策地域協議会の強化を行い、相互に情報の共有を図り、個別ケースの解決につながるよう取り組みを進めます。

施策名	内容
要保護児童対策地域協議会の強化	要保護児童対策地域協議会の実務者会議を定期的に開催し、支援ケースの進行管理を実施するとともに、個別ケース検討会議の実施を進めます。児童虐待対応マニュアルに基づいて、児童虐待への適切な対応を行います。
【新規】社会的養護施設等との連携	子育て短期支援事業の確保に努めるとともに、児童養護施設等との連携を図ります。

## (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るために、子育て生活支援や就業支援、養育費の確保、経済的支援について、総合的な対策に努めるとともに、事業や施策がひとり親家庭へ周知されるよう、母子父子自立支援員の相談を活用し情報提供に努めます。

施策名	内容
母子父子自立支援員活動の充実	母子父子自立支援員の資質の向上を図るため、研修機会を確保し、ひとり親家庭・貧困家庭等の自立や就労に向けた適切な相談・指導支援活動ができるように努めます。

## (3) 障害のある子どもへの支援の充実

### ① 障害のある子どもへの支援に対する連携体制の確立

障害者自立支援協議会を中心として保育所・幼稚園・認定こども園、学校等、関係機関の連携を強化し、障害のある子どもたちにとって生活しやすい環境をつくとともに、家庭への適切な支援を行います。

施策名	内容
障害者自立支援協議会による支援強化	障害があっても、地域で安心して生活を送ることができるよう障害者自立支援協議会児童部会や相談支援機関連絡会議等を開催し、保育所・幼稚園・認定こども園、学校等、関係機関との情報共有、連携強化を図ります。
【新規】 障害者通所サービスの提供（再掲）	障害のある子ども、発達障害の疑いのある子どもに対して、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援サービスを提供します。
【新規】 障害者基幹相談支援センターの設置（再掲）	身体・知的・精神障害のある人（児）等やその家族の方を対象に、障害福祉について経験や知識がある相談支援員が相談を受け、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用援助、障害のある人（児）等の権利擁護のために必要な援助等を行います。
【新規】 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

## ② 特別支援教育の充実

学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害のある子どもは増加する傾向にあり、障害のある児童にに応じて適切な支援を行うことが必要です。そのため特別支援教育コーディネーターと連携を図るとともに、教員の資質や指導力の向上のため研修の充実を図ります。また、研究会等の実施により、特別支援教育の改善・向上に努めます。

施策名	内容
特別支援教育の充実	障害の能力・適性等に対応し、その能力を最大限に伸ばすための適正な教育的対応、指導を行う体制を整えます。特別支援教育コーディネーターと連携を図るとともに、教員の資質や指導力の向上のため研修の充実を図り、教職員の抱える不安や負担の軽減に努めます。

## ③ 交流教育等の推進

障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深め、同時に障害のある子どもの豊かな人間形成を促進するため、障害のある子どもに対する理解の推進や交流教育、福祉教育を小・中学生に実施します。

施策名	内容
交流教育推進事業	障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深め、障害のある子どもの豊かな人間形成を推進するため交流教育を推進します。
福祉教育の推進	市内全小・中学校を福祉教育推進校に指定し、社会福祉協議会等の関係機関と学校が連携し、学年段階に応じた福祉教育を推進します。

#### ④ 障害児療育の充実

乳幼児健康診査や発達巡回相談等によって障害の早期発見に努めるとともに、円滑な治療・療育への移行を目指します。

施策名	内容
発達障害児療育事業 (再掲)	発達障害のある子ども、発達障害の疑いのある子ども及び保護者に対して発達相談を実施し、必要な子ども等に対し個別療育事業(P T、O T、S T)や集団療育(あすなる園)を行います。

#### ⑤ 就学指導の充実

障害のある児童・生徒の実態を的確に把握するとともに、本人や保護者の意見を十分に聴くことができるよう、就学指導委員会を開催し、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学指導が行われるよう努めます。

施策名	内容
就学指導の充実	障害のある児童・生徒の実態を的確に把握するとともに、本人や保護者の意見を十分に聴くことができるよう、就学指導委員会を開催し、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学指導を行います。

#### ⑥ 教育相談の充実

小・中学校、関連施設において、きめ細かな教育相談に応じられるよう、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を強化するとともに、専門員の配置等、質の高い相談事業体制づくりに努めます。

施策名	内容
教育相談の充実	臨床心理士や少年育成センター職員に加え、スクールソーシャルワーカーによる専門相談を実施します。臨床心理士による面接相談を月2回実施するとともに、職員による面接及び電話相談を随時行うなど、体制の充実を図ります。



## ⑦ 障害児保育等の充実

障害児保育を充実させ、一人ひとりの障害の特性を理解した保育が行えるよう、保育の質の向上に努めるとともに、幼稚園においても、必要に応じて特別支援補助員等の配置を進め、障害のある子どもが地域の保育所・幼稚園・認定こども園での保育や教育が受けられるよう努めます。

また、保護者の就労により保育の必要な障害のある子どもの受け入れを推進するため、保育所等や放課後児童健全育成事業（学童保育）においても配慮されるよう努めます。

施策名	内容
障害児保育事業の充実	幼稚園における障害のある子どもの受け入れを円滑に推進するため、心身障害児支援補助員を配置します。また、保育所等における障害のある子どもの受け入れを円滑に推進するため、必要に応じて保育士の配置を行います。
放課後児童健全育成事業（学童保育）・（再掲）	小学生（1～6年生）を対象に、放課後に保育が必要な児童の保育を実施します。今後、預かり時間の延長を図るなど、利用者が利用しやすい体制を整えるよう努めます。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

## （４）外国につながる子どもへの支援の充実

多国籍化が進む中、保護者や子どもが日本で暮らしやすい生活を支援するため、保護者や教育・保育施設等に向け、語学教育等の適切な支援の実施に努めます。

施策名	内容
【新規】 日本語習得支援員制度	日本語習得の困難さや多様な文化的背景による課題を解消するために学習支援や生活支援を行い、外国人児童・生徒の学校生活への適応を図ります。

## (5) 子どもの貧困対策の推進

### ① 教育の支援

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして保育所・幼稚園・認定こども園、学校を位置づけ、保育所・幼稚園・認定こども園、学校を窓口とした教育相談体制を充実し、福祉関連機関等との連携を図るとともに、保幼小連携の推進や就学支援を実施します。

施策名	内容
教育相談の充実(再掲)	臨床心理士や少年育成センター職員に加え、スクールソーシャルワーカーによる専門相談を実施します。臨床心理士による面接相談を月2回実施するとともに、職員による面接及び電話相談を随時行うなど、体制の充実を図ります。
スクールカウンセラー等の配置(再掲)	暴力行為、いじめ、不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決のため、「心の専門家」である臨床心理士等を配置し、学校等における教育相談体制の充実を図ります。
保育所・幼稚園・認定こども園との交流活動の推進(再掲)	保育所・幼稚園・認定こども園の幼児と小学校児童の交流活動を実施します。
就学援助事業(再掲)	要保護及び準要保護世帯の小・中学校の児童・生徒の学資の一部を支給します。
奨学金の支給(再掲)	経済的理由により修学が困難な人に対し、高等学校または高等専門学校で教育を受ける機会を与えるため、学資の援助を行います。
市立幼稚園、小・中学校給食費無料化事業(再掲)	市内在住の園児・児童・生徒(特別支援学校通学者含む)を対象に、給食代を全額助成し無料とします。

### ② 生活の支援

保育の確保や相談支援の充実による保護者への生活支援を実施します。

施策名	内容
【新規】 放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業の連携(再掲)	親の就労状況に関わらず、すべての小学生が放課後子ども教室のプログラムに参加できるよう、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業の連携を図ります。
母子父子自立支援員活動の充実(再掲)	母子父子自立支援員の資質の向上を図るため、研修機会を確保し、ひとり親家庭・貧困家庭等の自立や就労に向けた適切な相談・指導支援活動ができるように努めます。

施策名	内容
養育支援訪問事業・ (再掲)	要保護世帯に対して妊娠期から出産、育児にわたり、継続的に各関係機関との連携のもとに支援を行い、その家庭内で児が適切な環境のもとに養育を受けられているかを確認し、保護者等に相談・指導等の適切な支援を行います。

・「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」「施設型給付」に関わる施策

### ③ 保護者に対する就労の支援

子育てと就業の両立等、ひとり親家庭が抱える様々な問題に対して、生活支援や就業支援、養育費の確保、経済的支援等、総合的な対策に努めるとともに、事業や施策がひとり親家庭へ周知されるよう、母子父子自立支援員の相談を活用し情報提供に努めます。

施策名	内容
母子父子自立支援員活動の充実（再掲）	母子父子自立支援員の資質の向上を図るため、研修機会を確保し、ひとり親家庭・貧困家庭等の自立や就労に向けた適切な相談・指導支援活動ができるように努めます。

### ④ 経済的支援

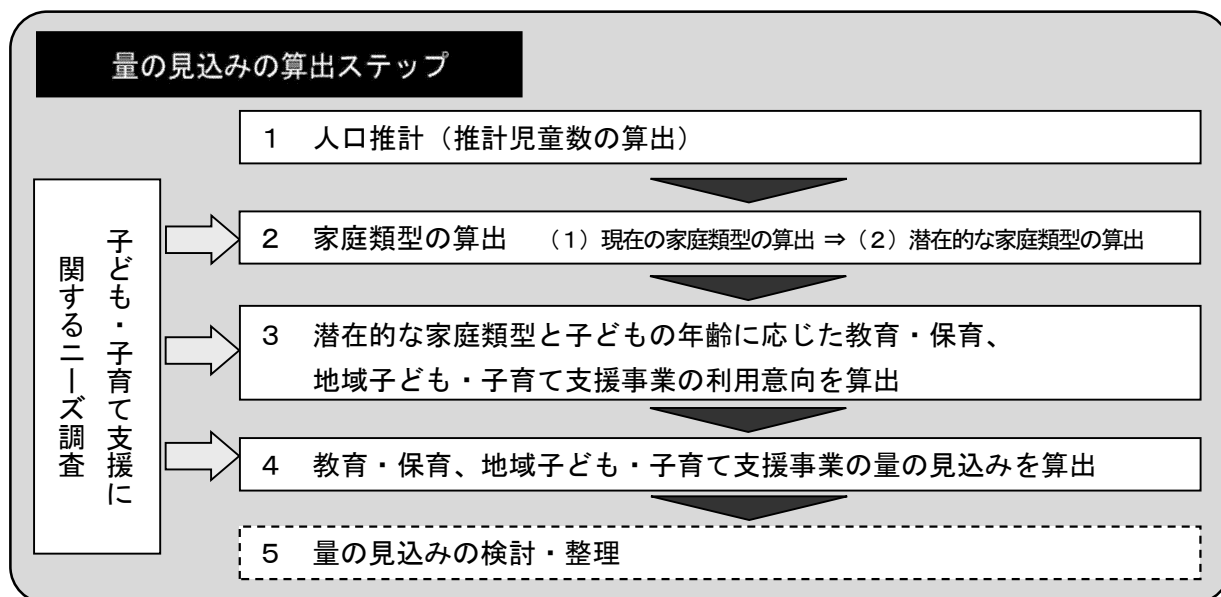
生活保護世帯や生活困窮世帯等、経済的困難を抱える家庭の自立を支援するとともに、それぞれの家庭に適した支援を実施します。

施策名	内容
母子家庭等医療費の助成（再掲）	母子家庭の母子、父子家庭の父子、父母のいない子どもに対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。
児童扶養手当の支給（再掲）	18歳までの子どもを監護する母または父、または父母が監護しないときは、その子どもの養育者に対して手当を支給します。
生活困窮家庭児童・生徒の修学旅行援助の実施（再掲）	「生活保護法」により保護を受けている世帯等に対し、修学旅行の準備に要する経費の一部を支給します。
就学援助事業（再掲）	要保護及び準要保護世帯の小・中学校の児童・生徒の学資の一部を支給します。
奨学金の支給（再掲）	経済的理由により修学が困難な人に対し、高等学校または高等専門学校で教育を受ける機会を与えるため、学資の援助を行います。
ファミリー・サポート・センター利用料の補助（再掲）	低所得者、ひとり親家庭等の人に対し、ファミリー・サポート・センター利用料を補助します。

# 第5章 教育・保育の需要量と提供体制の確保方策

## 1 量の見込みの算出方法

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、国が提示するワークシート・算出方法に沿って、ニーズ調査結果を踏まえ、以下のステップで算出を進めました。



### ■全国共通で量の見込みを算出する項目

		対象事業	認定区分	対象児童年齢	
教育・保育	1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	1号	3～5歳	
	2	保育認定①（幼稚園）＜共働きだが幼稚園を利用する家庭＞	2号（教育）	3～5歳	
		保育認定②（認定こども園及び保育所）	2号（保育）	3～5歳	
	3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	3号	0歳、1・2歳	
地域子ども・子育て支援事業	4	延長保育事業	0～5歳		
	5	放課後児童健全育成事業（学童保育）	1～6年生		
	6	子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）	0～5歳		
	7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳		
	8	一時預かり事業	幼稚園型	3～5歳	
			幼稚園型を除く	0～5歳	
	9	病児・病後児保育事業	0～5歳		
	10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	1～3年生、4～6年生		
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生			

■認定区分について

「子ども・子育て支援法」では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることが決まっており、その際の認定の区分は下記のとおりとなります。

認定区分	内 容
1号	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号（教育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども （保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども）
2号（保育）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

■家庭類型について

子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（父親・母親の有無、父母の就労状況、子どもの年齢等）から、以下の家庭類型を算出します。そして、現在の家庭類型から、母親の就労意向を踏まえて、近い将来の潜在的な家庭類型を算出します。

家庭類型	父母の有無や就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム （就労時間：月120時間以上+60時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム （就労時間：月60時間未満+60時間～120時間の一部）
タイプD	フルタイムまたはパートタイム×無業
タイプE	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月120時間以上+60時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月60時間未満+60時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

## 2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、居宅より容易に移動することが可能な区域です。教育・保育提供区域ごとに事業の量の見込み（以下、「需要量」という。）、提供体制の確保方策（内容、実施時期）を示すことになります。

本市では教育・保育提供区域は、市域全体を1区域として設定し、教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保していきます。

### (1) 教育・保育

区域の設定	区域
教育・保育給付（教育・保育施設、地域型保育事業）	1区域

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

区域の設定	区域
① 利用者支援事業	1区域
② 延長保育事業	1区域
③ 放課後児童健全育成事業（学童保育）	1区域
④ 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）	1区域
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	1区域
⑥ 養育支援訪問事業	1区域
⑦ 地域子育て支援拠点事業	1区域
⑧ 一時預かり事業	1区域
⑨ 病児・病後児保育事業	1区域
⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	1区域
⑪ 妊婦健康診査（妊婦健康診査費補助事業）	1区域
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	1区域

### 3 教育・保育施設等の需要量と確保の内容

#### (1) 保育所・幼稚園・認定こども園

##### 【事業内容】

「幼稚園教育要領」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う事業です。また、「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期の保育を行う事業です。

##### 【現状】

平成 30 年度における幼稚園及び認定こども園を利用している子どもは 450 人です。また、平成 30 年度における保育所及び認定こども園を利用している子どもは 442 人です。

##### 【需要量】

##### ○幼稚園及び認定こども園(保育の必要がない子ども)

1号認定(2号認定(3～5歳)の学校教育の利用希望者を含む)の需要量は令和2年度462人、令和6年度435人となっています。

##### ○認定こども園(保育の必要がある子ども)及び保育所

2号認定の需要量は令和2年度235人、令和6年度221人となっています。

3号認定(0歳)の需要量は令和2年度40人、令和6年度36人となっています。

3号認定(1・2歳)の需要量は令和2年度152人、令和6年度136人となっています。

##### 【確保方策の内容】

##### ○幼稚園及び認定こども園(保育の必要がない子ども)

1号認定は、既存の幼稚園6施設、認定こども園(幼稚園部分)2施設で提供体制を確保します。

##### ○認定こども園(保育の必要がある子ども)及び保育所

2号認定は、既存の保育所4施設、認定こども園(保育所部分)2施設で提供体制を確保します。

3号認定は、既存の保育所7施設、認定こども園(保育所部分)2施設で提供体制を確保します。

#### (2) 満3歳未満の保育利用率\*の設定

令和2年度の保育利用率は29.5%、令和6年度まで概ね32.9%程度の保育利用率を設定しています。

■1号認定・2号認定

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号認定	人	462	481	467	465	435
	2号認定(保育)		235	245	238	237	221
②確保の内容	1号認定		462	481	467	465	435
	2号認定(保育)		235	245	238	237	221
過不足 (②-①)	1号認定		0	0	0	0	0
	2号認定(保育)		0	0	0	0	0

注:「1号認定」は2号認定の学校教育の利用希望者を含む

■3号認定(0歳)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	40	39	38	37	36	
②確保の内容		40	39	38	37	36	
過不足(②-①)		0	0	0	0	0	

■3号認定(1・2歳)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	152	140	143	139	136	
②確保の内容		152	140	143	139	136	
過不足(②-①)		0	0	0	0	0	

《認定区分について》

認定区分	内 容
1号	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
2号(教育)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども)
2号(保育)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)



## 4 地域子ども・子育て支援事業の需要量と確保の内容

### (1) 利用者支援事業

#### 【事業内容】

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【現状】

平成 27 年度以降、1 箇所（その他）で実施し、平成 29 年度以降は母子保健型として実施しています。

#### 【需要量】

保健センター事業をはじめ総合相談等、一体的に市が管理し、その後各機関に適切につないでいくことが重要であることから、市が主体となって実施していくことを想定し、各年度 1 箇所を見込んでいきます。

#### 【確保方策の内容】

庁内にある利用者支援事業の窓口子育て支援コーディネーターを配置し、提供体制を確保します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
②確保の内容		1 (母子保健型)	1 (母子保健型)	1 (母子保健型)	1 (母子保健型)	1 (母子保健型)
過不足 (②-①)						

### (2) 延長保育事業

#### 【事業内容】

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

#### 【現状】

平成 30 年度における利用人数は 105 人です。

#### 【需要量】

延長保育事業の需要量は令和 2 年度 115 人、令和 6 年度 105 人となっています。

#### 【確保方策の内容】

保育所等 7 施設で提供体制を確保します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	人	115	113	112	110	105
②確保の内容		115	113	112	110	105
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

### (3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

#### 【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等において居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る事業です。

#### 【現状】

平成30年度における利用児童数は249人です。

#### 【需要量】

学童保育（総数）の需要量は令和2年度280人、令和6年度271人となっています。

#### 【確保方策の内容】

小学校施設において利用定員を増員し、提供体制を確保します。

現状では施設により空き状況が異なるため、市域全体で調整し、提供体制を確保します。

また、「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後子ども教室との一体型の推進を図ります。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	1年生	人	89	88	85	82	86
	2年生		81	80	77	75	78
	3年生		61	60	58	56	59
	4年生		37	37	35	34	36
	5年生		10	10	10	9	10
	6年生		2	2	2	2	2
	総数		280	277	267	258	271
②確保の内容			280	277	267	258	271
過不足（②－①）			0	0	0	0	0

### (4) 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

#### 【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業です。

#### 【現状】

平成30年度における利用人数は2人です。

#### 【需要量】

子育て短期支援事業の需要量は令和2年度2人、令和6年度2人となっています。

#### 【確保方策の内容】

子育て短期支援事業の実施施設（4施設）で2人受け入れ可能な提供体制を確保します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

### 【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 【現状】

平成30年度における訪問数は194人です。

### 【需要量】

乳児家庭全戸訪問事業の需要量は令和2年度215人、令和6年度194人となっています。

### 【確保方策の内容】

全戸訪問事業であり、訪問数は100%を想定し、提供体制を確保します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	215	209	204	200	194
②確保の内容		215	209	204	200	194
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (6) 養育支援訪問事業

### 【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する事業です。

### 【現状】

平成30年度における訪問数は4人です。

### 【需要量】

養育支援訪問事業の需要量は令和2年度5人、令和6年度5人となっています。

### 【確保方策の内容】

養育支援の必要な家庭への全戸訪問数は100%を想定し、提供体制を確保します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	5	5	5	5	5
②確保の内容		5	5	5	5	5
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (7) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【現状】

平成30年度における延べ参加人数は13,231人です。

### 【需要量】

地域子育て支援拠点事業の需要量は令和2年度12,686人日、令和6年度11,352人日となっています。

### 【確保方策の内容】

ひろば型1箇所を実施します。

ひろば型地域子育て支援拠点（1箇所）で提供体制を確保します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日 /年	12,686	11,857	11,938	11,655	11,352
②確保の内容		12,686	11,857	11,938	11,655	11,352
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (8) 一時預かり事業

### 【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所・幼稚園・認定こども園、ファミリー・サポート・センター等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、「幼稚園型」と「幼稚園型を除く」の2種類があります。

### ■幼稚園型

### 【現状】

平成30年度における延べ利用数は9,555人です。

### 【需要量】

一時預かり事業（幼稚園型）の需要量は令和2年度10,764人日、令和6年度10,137人日となっています。

### 【確保方策の内容】

既存の幼稚園6施設、認定こども園2施設において提供体制を確保します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日 /年	10,764	11,204	10,899	10,848	10,137
②確保の内容		10,764	11,204	10,899	10,848	10,137
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## ■幼稚園型を除く

### 【現状】

平成 30 年度における延べ利用数は 828 人です。

### 【需要量】

一時預かり事業（幼稚園型を除く）の需要量は令和 2 年度 813 人日、令和 6 年度 747 人日となっています。

### 【確保方策の内容】

既存の保育所 7 施設において提供体制を確保します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	人日 /年	813	804	795	784	747
②確保の内容		813	804	795	784	747
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

## （9）病児・病後児保育事業

### 【事業内容】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

### 【現状】

平成 30 年度における延べ利用人数は 13 人です。

### 【需要量】

病児・病後児保育事業の需要量は令和 2 年度 223 人日、令和 6 年度 205 人日となっています。

### 【確保方策の内容】

既存の保育所 1 施設において提供体制を確保します。

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	人日 /年	223	220	218	215	205
②確保の内容		223	220	218	215	205
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

## （10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 【事業内容】

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者で、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する人（提供会員）との登録制による相互援助活動を行う事業です。

**【現状】**

平成 30 年度における利用はありませんでした。

**【需要量】**

ファミリー・サポート・センター事業の需要量は令和 2 年度 12 人日、令和 6 年度 12 人日となっています。

**【確保方策の内容】**

現状の利用定員で提供体制を確保します。

学童保育の送迎等で一定利用もあるため、援助事業として継続します。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の 見込み	合計	人日 /年	12	12	12	11	12
	1～3年生		6	6	6	5	6
	4～6年生		6	6	6	6	6
②確保の内容			12	12	12	11	12
過不足(②-①)			0	0	0	0	0

**(11) 妊婦健康診査(妊婦健康診査費補助事業)**

**【事業内容】**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施する事業です。

**【現状】**

平成 30 年度における健診受診者数は 331 人、健診回数は 2,307 回です。

**【需要量】**

妊婦健康診査の需要量は令和 2 年度において、健診受診者数が 351 人、健診回数が 2,491 回、令和 6 年度において、健診受診者数が 318 人、健診回数が 2,254 回となっています。

**【確保方策の内容】**

妊婦健診の受診率 100%を想定し、提供体制を確保します。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の 見込み	健診受診者数	人	351	342	333	326	318
	健診回数	回/年	2,491	2,429	2,367	2,317	2,254
②確保 の内容	健診受診者数	人	351	342	333	326	318
	健診回数	回/年	2,491	2,429	2,367	2,317	2,254
過不足 (②-①)	健診受診者数	人	0	0	0	0	0
	健診回数	回/年	0	0	0	0	0

※健診受診者数は、妊娠期間の関係で1か年度にわたり健診を受ける場合は、各年度にそれぞれ「1」を計上している。

## **(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

### **【事業内容】**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設\*等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### **【確保の内容】**

国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、助成を実施します。

## **(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

### **【事業内容】**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

### **【確保の内容】**

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。

## **5 教育・保育の一体的提供の推進に関する体制の確保の内容**

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せもち、保護者の就労状況に関わりなく柔軟に子どもを受け入れることができます。本市では制度改正の趣旨を踏まえ、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及について検討を行っていきます。

## 第6章 計画の推進

### 1 庁内推進体制の整備

本計画は、福祉、保健、教育、男女共同参画等、広範な分野にわたるため、庁内関係各課との連携を強化し、効果的・効率的な施策の展開を図るとともに、行政内部で横断的に子ども・子育て支援に関わる問題や課題を担当できる組織の検討を行います。

### 2 関係機関等との連携・協働

地域全体で子育てを支援し、子育て家庭がより一層地域と関わることができるよう、地域における子育て支援の推進を図っていきます。そのため、各種関係機関・団体等との連携を行い、子育て環境の充実した地域社会づくりに努めます。

### 3 計画の進行管理と点検・評価

本計画の推進にあたっては、毎年度、関連機関・団体と連携をとりながら、本計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

また、計画期間の中間年となる令和4年度を目安とし、必要に応じて計画の見直しを行います。



# 資 料

## 1 相生市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 3 月 27 日

条例第 14 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、相生市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策に関して、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業従事者
- (3) 子ども(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。)の保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、全委員委嘱後最初に招集される子ども・子育て会議は、市長がこれを招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援室において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(相生市の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 相生市の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第2号)の一部を次のように改正する。

## 2 相生市子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	団体・職名等
学識経験者	○ 米倉 裕希子	関西福祉大学 教育学部 准教授
	服部 伸一	関西福祉大学 教育学部 教授
事業に従事する者	瀬川 英臣	相生市社会福祉協議会 会長
	荻原 隆浩	相生市保育所長会 代表
	松尾 理恵	小学校校長会 校長会代表
	杉山 悦子	幼稚園園長会 代表園長
子どもの保護者	中野 香保里	公募委員
	江林 正仁	公募委員
	藤原 菜美希	相生市PTA連絡協議会 母親委員
その他市長が必要と認めた者	◎ 西川 梅雄	相生市医師会 会長
	山田 勝利	相生市連合自治会 会長
	北條 和幸	相生市民生児童委員協議会 会長
	森下 博和	相生商工会議所 専務理事
	横山 滋生	連合兵庫西部地域協議会 幹事
	西崎 健一	相生市健康福祉部 健康福祉部長
	宮崎 義正	相生市教育委員会 教育次長（管理担当）
	坂本 浩宣	相生市教育委員会 教育次長（指導担当）

◎委員長 ○職務代理者

### 3 相生市子ども・子育て支援事業推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 相生市子ども・子育て会議設置条例(平成25年条例第14)第2条に定める事務の調査・検討を行うため、相生市子ども・子育て支援事業推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策に関して市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業従事者
- (3) 子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)の保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、全委員委嘱後最初に招集される推進委員会の会議は、市長がこれを招集する。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

4 推進委員会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、子育て支援室において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

(相生市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱及び相生市幼保一体化検討委員会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 相生市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱(平成19年相生市訓令第43号)

(2) 相生市幼保一体化検討委員会設置要綱(平成23年相生市訓令第10号)

(委員の任期の特例)

3 この訓令の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成27年7月31日までとする。

#### 4 相生市子ども・子育て支援事業推進委員会委員名簿

	氏名	団体・職名等
学識経験者	◎ 米倉 裕希子	関西福祉大学 教育学部 准教授
	服部 伸一	関西福祉大学 教育学部 教授
事業に従事する者	中濱 和義	相生市社会福祉協議会 事務局長
	高木 順子	相生市保育所長会 相生保育所長
	○ 圓井 武	小学校校長会 若狭野小学校校長
	大本 崇美	幼稚園園長会 相生幼稚園園長
子どもの保護者	中野 香保里	公募委員
	江林 正仁	公募委員
	大塚 奈緒美	相生市PTA連絡協議会 母親委員
その他市長が必要と認めた者	村瀬 真紀	相生市医師会 むらせ赤ちゃんこどもクリニック院長
	川上 栄次郎	相生市連合自治会 副会長
	鹿島 公子	相生市民生児童委員協議会 主任児童委員
	宮崎 秀隆	相生商工会議所 事務局長
	横山 滋生	連合兵庫西部地域協議会 幹事

◎委員長 ○職務代理者

## 5 相生市子ども・子育て支援事業計画策定経過

日程		内容
平成 30 年度	11 月 13 日	第 1 回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 第 2 次相生市子ども・子育て支援事業計画にかかる今後のスケジュールについて (2) ニーズ調査の実施について
	12 月 4 日～ 12 月 18 日	相生市子ども・子育て支援にかかるニーズ調査の実施
	2 月 21 日	第 2 回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) ニーズ調査結果報告について (2) 教育・保育施設の利用定員の変更について
	2 月 27 日	第 1 回相生市子ども・子育て会議 (1) ニーズ調査結果報告について (2) 教育・保育施設の利用定員の変更について
令和元年度	5 月 28 日	第 1 回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 第 2 期相生市子ども・子育て支援事業計画構成(案)について (2) 第 2 期相生市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ量の見込みについて
	10 月 24 日	第 2 回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 第 2 期相生市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
	12 月 19 日	第 3 回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 第 2 期相生市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	1 月 20 日～ 2 月 9 日	パブリックコメントの実施
	2 月 20 日	第 4 回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 第 2 期相生市子ども・子育て支援事業計画(案)のパブリックコメント結果について
	2 月 20 日	第 1 回相生市子ども・子育て会議 (1) 第 2 期相生市子ども・子育て支援事業計画(案)のパブリックコメント結果及び計画(案)の承認について

## 6 用語解説

### か行

#### 外国につながる子ども

海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等をいう。

#### 家庭児童相談室

18歳未満の児童とその保護者を対象に家庭児童相談員が電話相談、面接相談及び訪問相談にあたる相談窓口。

#### 教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び「児童福祉法」に規定する保育所をいう。

#### 子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目ない支援を提供するワンストップ拠点。

#### 子育てのための施設等利用給付

3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもを対象に、子ども・子育て支援新制度の対象外の幼稚園や、幼稚園（認定こども園）の預かり保育、認可外保育施設（企業主導型保育事業であるものを除く。）等の利用料に対する給付。

#### 子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から施行された子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。新制度では、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ることとされている。

### さ行

#### 施設型給付

保育園・幼稚園・認定こども園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。また、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業を対象とした給付を地域型保育給付という。

### た行

#### 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

### 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等の事業。

#### 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

### な行

#### 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せもっている施設。保護者が働いている、働いていないに関わらず就学前の子どもを受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域の子育て家庭を対象に、相談活動や親子の集いの場等を提供し、子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設は、兵庫県知事から認可・認定を受けることができる。

### は行

#### 保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所または地域型保育事業にかかる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

#### 放課後子ども教室

地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施する事業。

### ま行

#### 民生・児童委員

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。

### や行

#### 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育を無償化するための「改正子ども・子育て支援法」が令和元年5月に成立したことにより、令和元年10月から全面的に実施。3歳から5歳までの保育所・幼稚園・認定こども園等を利用する子どもたちの利用料、0歳から2歳までのうち、住民税非課税世帯の子どもたちの利用料が無償化された。



第2期相生市  
子ども・子育て支援事業計画

発行：兵庫県相生市  
〒678 - 8585 兵庫県相生市旭1丁目1-3  
TEL：0791 - 22 - 7175 FAX：0791 - 23 - 4596  
編集：相生市 健康福祉部 子育て元気課